

# 民事裁判手続のIT化に関する障がい当事者等団体アンケート結果

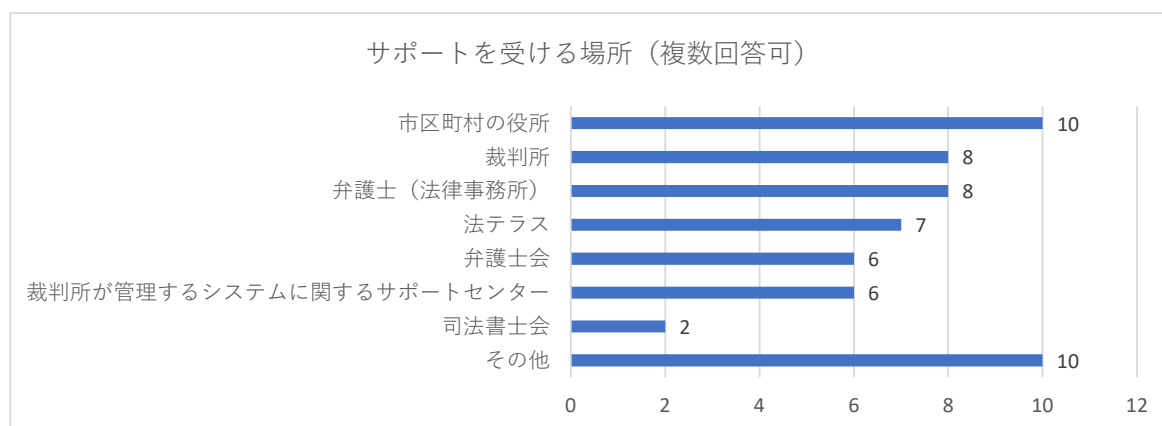
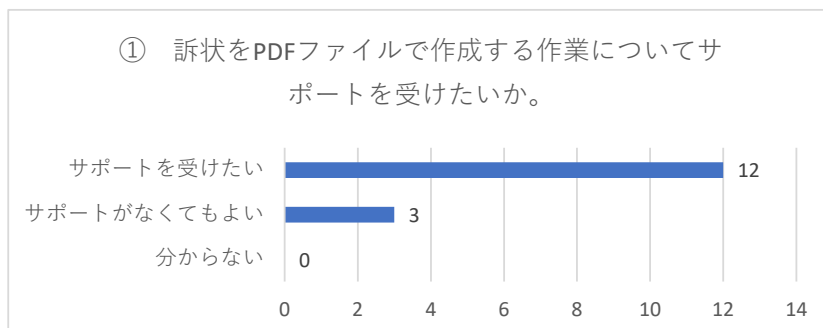
実施期間：2020年8月～9月

回答数：18団体

※障がい当事者団体及び支援者団体で選定いただいた方からのヒアリング又は書面に基づく回答

## 第1 訴えの提起の段階

### 1 オンライン申立て



※一般社団法人日本自閉症協会は回答の選択なし（「その障害者の特性しだい。知的障害のある人と知的障害のない人では異なる。」という欄外記載あり。）。

※公益社団法人全国精神保健福祉会「PC作業のスキルは人によって異なる状況にある。中には、「一切、サポートは 必要ない」と言う人もいる。」という欄外記載あり。

### その他

主たる介護者（入院中に訴えを起こす必要があるが外出できない場合病院内でサポートを受けたい）【全国「精神病」者集団】

中重度の知的障害者は裁判という概念理解がむずかしい。前提として、本アンケートは（設問にもよるが主に）軽度の方が当事者になることを考える。その上で、訴状を作成すること自体へのサポートが必要。その支援者が一連の作業としてPDF化もすることが予想される。相談支援専門員等福祉サービス側の相談員が一連の支援を行うことが考えられる。【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】

できる限り多く【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】

① 裁判手続のIT化の問題は、障害のある人、例えば、文字が見えない、読めない、理解が難しい、音が聞こえない、聞こえづらいなど身体障害や知的障害、精神障害がある人たちにとって、人として極めて重要な権利に関わる問題であり、けっして奪われることがあってはなりません。

障害者権利条約第2条はあらゆる形態のコミュニケーション（意思疎通）の利活用が約束されています。第3条では「非差別」「社会への完全かつ効果的な参加及びインクルージョン」とともに「アクセシビリティ」が原則とされています。これは権利条約を締約した国の司法の場でも厳守されなければなりません。

② このIT化の検討の中で、障害者権利条約を踏まえた検討を、ぜひ、日弁連からも問題提起をしていただければと思います。

③ 同時にIT化のなかにあっても障害のある人びとには、これまで同様の裁判手続きが認められること、情報提供のためにはあらゆるコミュニケーション（意思疎通）の手段、形態、様式は確保されなくてはなりません。

④ また、だれもが願うのは、無料で信頼できる専門的な弁護士のサポートが得られることです。法テラスが全国どこでも簡単に利用できること、弁護士の支援を求める場合には、必要な費用は公的に保障されるべきです。

最初の質問に対する本回答が、IT化についてのJDの基本的な考え方です。【NPO法人日本障害者協議会（JD）】

複数の相談先があり、本人の意思で選べる方法が良いと思う

\* 病状により特定の場所や人に不信感を抱くことがあるため、その人が安心 と思えるところを自分で選べる仕組みがあると良いと思う【公益社団法人全国精神保健福祉会連合会】

視覚障害者情報提供施設【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合】

身近なところで相談できるとよい【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】

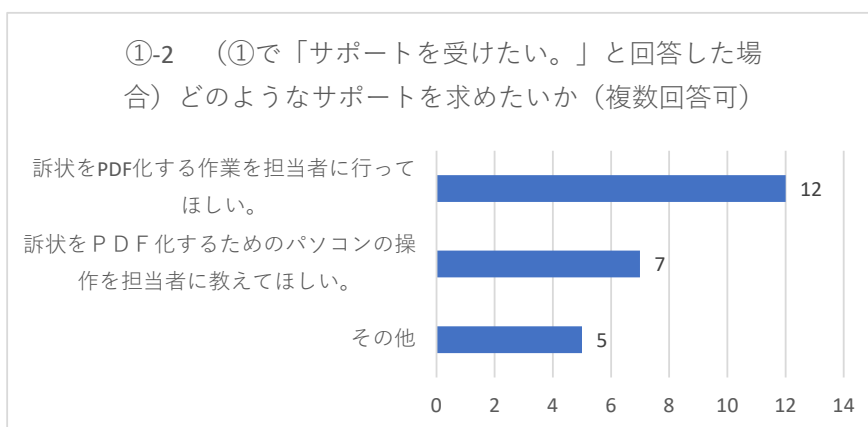
訴状の作り方ではなくて、Microsoft Wordなどで作成した訴状のPDF化であれば、たとえばパソコンに詳しい知人など。【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】

どこが良いかに関して、知識がないので分からない。強いて言えば、福祉サービス等で身近な市区町村の役所（障害福祉課）に、まずは相談したい。手話通訳者がいるので、その面でも相談しやすい。そして、適当な機関や弁護士への相談できる方法（無料法律相談等）を紹介してもらいたい。

自分の言語である手話言語で、自分の状況・困っていることを説明し、サポートを受けたい。【一般財団法人全日本ろうあ連盟】

どこの機関がどのような役割を持っているのか、どのように助けてくれるのかが日ごろからの情報がないため、機関の区別がでない。また、手話で相談や助言をもらえる機関が必要だと思われる。【東京手話通訳等派遣センター】

①-2 (①で「サポートを受けたい。」と回答した場合) どのようなサポートを求めたいか (複数回答可)

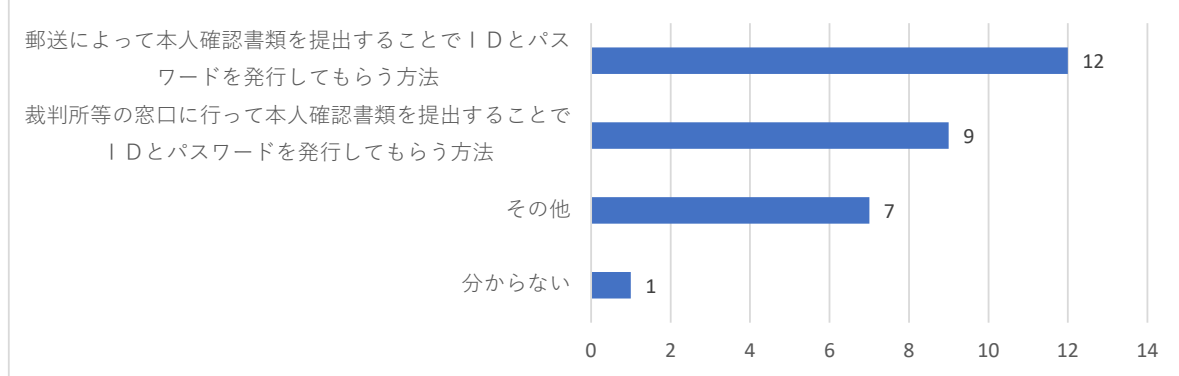


※一般社団法人日本自閉症協会は回答の選択なし (「その障害者の特性しだい。知的障害のある人と知的障害のない人では異なる。」という欄外記載あり。)

その他

|   |
|---|
| そもそもデフォルトがPDFである点に不安がある【全国「精神病」者集団】   |
| 強いていえば、PDF化の作業を分かりやすく伝えてほしい (が、当事者はPDF化は訴状作成支援と一体的に捉えるだろう)【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】   |
| 障害のある人の場合には、日常的にPDFを利用する機会のない人も多く、「PDF」そのものを理解するためのわかりやすい説明が必要である。また、視覚障害のある人にとって、PDFは不適切なものがあり、音声認識のできるファイルが必要である。テキストファイルの併用が必要だ。また点字などの利用も当然認められなくてはならない。【NPO法人日本障害者協議会 (JD)】  |
| 点字で作成した資料等を訴状用に墨字にして文書化を行ってほしい。この作業は、視覚障害者情報提供施設のような専門的な施設と連携することで対応してほしい。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合】   |
| パソコンを使える盲ろう者の中には、自力でPDF化したり、PDF形式のデータにアクセスすることができないため、メールで訴状をワード形式かテキスト形式のファイルを添付するか、メール本文への貼り付けの方法で送り、担当者の方でPDF化をしてほしい。そのPDFも音声読み上げや点字ディスプレイで読める形式にしてもらいたい。パソコンを使えない盲ろう者には、通訳・介助員によるサポートを受けながら、裁判所等に行き、盲ろう者が自身で訴えるか、手話等の本人が発しやすい方法で訴えた内容を通訳・介助員が通訳した情報を職員か弁護士に直接伝え、訴状の作成やPDF化をしてほしい。【社会福祉法人全国盲ろう者協会】 |
| 1か2かは、人によるのでは。1回だけでなくその後も、書面のPDF化作業が必要であれば、操作方法を教えてもらいたい。【一般財団法人全日本ろうあ連盟】   |

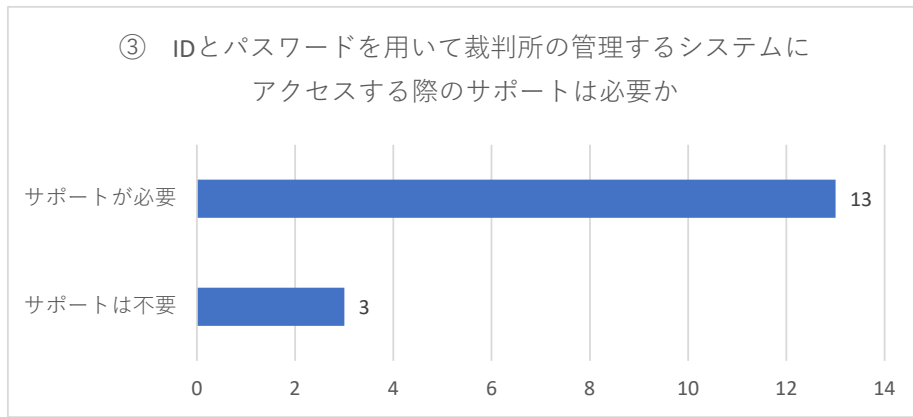
②原告が裁判所の管理するシステムを利用する場合に，原告の本人確認の方法として，運転免許証等の本人確認書類のデータをオンラインで提出してIDとパスワードを発行してもらう方法以外に，どのような方法がよいか  
(複数回答あり)



※一般社団法人日本自閉症協会は回答の選択なし（「その障害者の特性しだい。知的障害のある人と知的障害のない人では異なる。」という欄外記載あり。）。

#### その他回答

|  |
|--|
| 身分証明書を持参していない人のために住民票等により発行してもらいたい【全国「精神病」者集団】   |
| 本人確認書類として療育手帳等の手帳を前提としてほしい。いずれの手續についても支援が必要。支援があればいずれの方法でもかまわない。日常的に本人に関わっている方による支援を受けられることが望ましい。【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】 |
| できるだけ多く【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】  |
| オンラインでの提出のみを基本とすべきではなく，郵送などによる提出も可能とすべきである。【NPO法人日本障害者協議会(JD)】   |
| 電話での相談のお願いしたい。本人確認書類が見つけれられないときもあるので。【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】  |
| 訴状の提出をオンラインに一本化しないのであれば、IDとパスワードの発行はオンライン手続きだけでも差し支えないと考える。【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】  |
| 上記1，2は、いずれも盲ろう者は自力では困難なため、通訳・介助員によるサポートが必要になる【社会福祉法人全国盲ろう者協会】  |

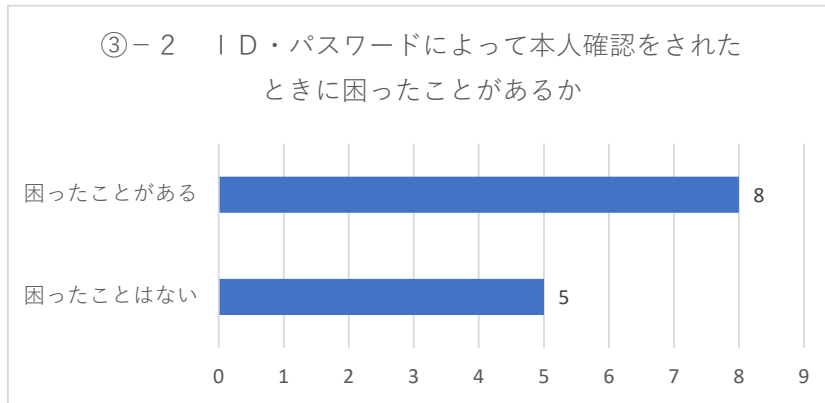


※一般社団法人日本自閉症協会は回答の選択なし（「その障害者の特性しだい。知的障害のある人と知的障害のない人では異なる。」という欄外記載あり。）。

※公益社団法人全国精神保健福祉会「PC作業のスキルは人によって異なる状況にある。中には、「一切、サポートは 必要ない」と言う人もいる。」という欄外記載あり。

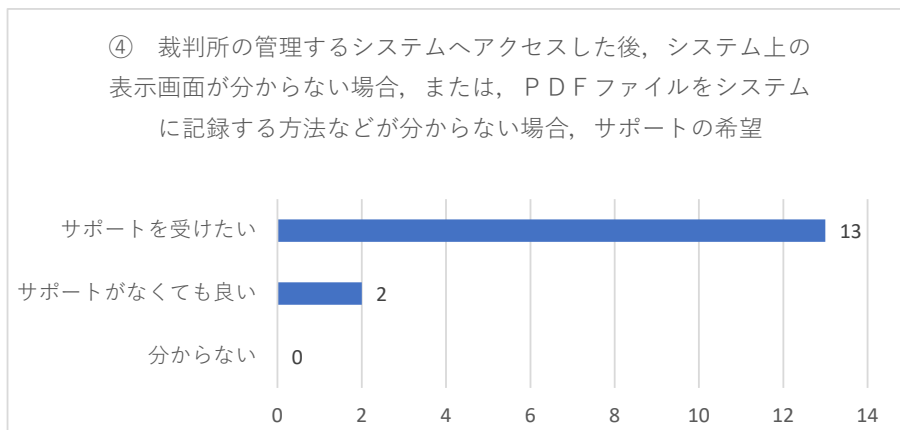
### 求めたいサポートの内容

|  |
|--|
| 端末自体を原告に届ける、端末に本人に代わって入力する【全国「精神病」者集団】   |
| 支援者が必要。ID等の入力のサポートが（個人情報保護の上で）必要。ただしパスワードの管理は困難。個人情報保護と支援とのバランスが重要。【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】   |
| 専門の方に、半分手伝っていただきたい。【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】  |
| PCやスマートフォンをもっていない場合もあり、システム自体にアクセスできないことが多い。すべてIT化されると裁判手続きから排除されることになる。【NPO法人日本障害者協議会（JD）】  |
| PC操作でわからなくなった時に相談できる場所、人が明確になっていること【公益社団法人全国精神保健福祉会連合会】  |
| ①IDとパスワードの入力画面が視覚障害者が利用する音声式パソコンで読み上げられるようアクセシビリティを確保してほしい。②オンラインでの申し込みができない視覚障害者に対する入力支援を行ってほしい。③オンライン入力に代わる郵送等の代替手段も選択できるようにしてほしい。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合会】 |
| 入力を複数回間違えた場合に相談すること（ロックされてしまうことがある）【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】  |
| 操作手順の説明、操作の代行、など。【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】  |
| 通訳・介助員によるサポートが必要【社会福祉法人全国盲ろう者協会】   |
| 自分の言語である手話言語で、自分の状況・困っていることを説明し、サポートを受けたい。【一般財団法人全日本ろうあ連盟】   |
| 方法に不明なことがあった場合に、手話で問合せや相談ができること。【東京手話通訳等派遣センター】  |

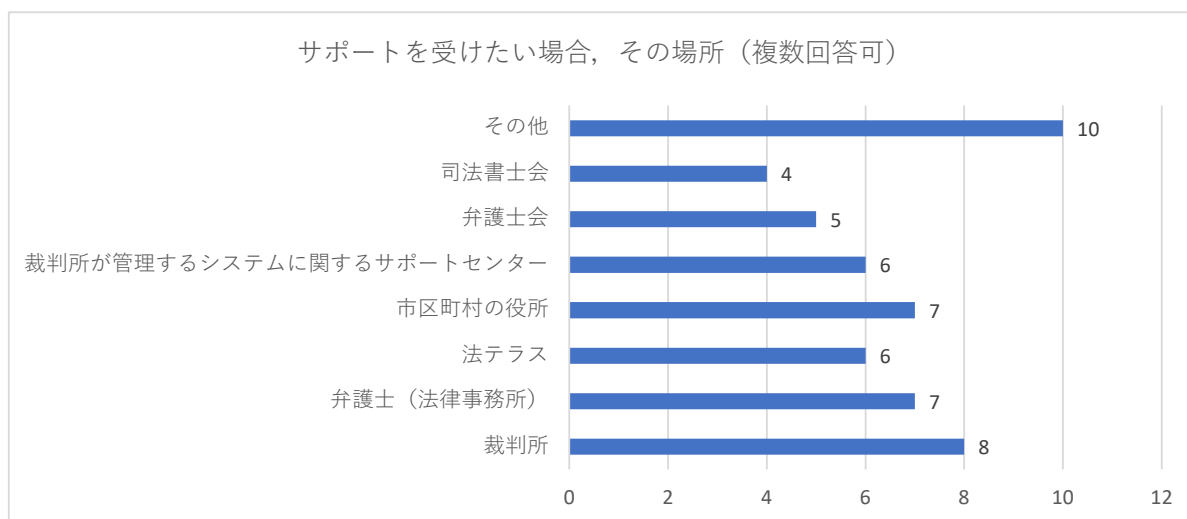


### 困った内容

|  |
|--|
| 初期パスワードを適当なパスワードに変更（設定）すること・パスワードを保管することが困難（マイナンバーカードを作成するためにパスワードを入力することができないという事案が存在した）。数字・英字を混ぜたパスワードや、大文字・小文字を両方使用するパスワードなど、パスワードの設定に制限がある場合、パスワードの設定自体が難しい人がある。【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】                            |
| どう利用され、不利になるのではないかと不安になる。【一般社団法人日本自閉症協会】   |
| そもそも、上肢機能障害のために物理的にパソコンを入力できない方がいる。【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】  |
| IDやパスワードが発行されたが、わからなくなってしまうことがある。IDやパスワードは重要なものであり、誤った管理が行われると本人の不利益が生じることが想定される。【NPO法人日本障害者協議会（JD）】   |
| ①WEB上でIDとパスワードを入力する画面を、音声式パソコンでは確認できないものがあった。文字データがテキストではなく画像データになっていたこと、入力画面が複雑になっていること等が原因。②ここ最近、WEBからの申込では、画像認証を求められることがあり、画像を確認できない視覚障害者は困っている。この場合、画像認証に代わる代替手段が必要で、メールによる認証コードの送信等が必要となっている【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合】 |
| ・入力を複数回間違えた、ロックされてしまうことがある<br>・IDやパスワードの記載・保管場所を保存してなかった、忘れてしまった。【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】  |
| 入力画面がわからなかった(多くの弱視の盲ろう者は画面を白黒反転に設定しているため、入力欄を見つけにくくなる場合がある)<br>パスワードを入力する際、画像認証が求められることがあり、アクセスできない場合があった。<br>いずれも通訳・介助員によるサポートを受けることで解決できた。【社会福祉法人全国盲ろう者協会】   |
| 本人確認書類を提示する際、普段は障害者手帳を提示しているが、急いでいるとき市役所で何度か運転免許証を提示したことがあり何も言われなかったが欠格条項との兼ね合いで気まずい感じがした。【八王子精神障害者ピアサポートセンター】   |



※一般社団法人日本自閉症協会は回答の選択なし（「その障害者の特性しだい。知的障害のある人と知的障害のない人では異なる。」という欄外記載あり。）。



その他回答

主たる介護者（入院中に訴えを起こす必要があるが外出できない場合病院内でサポートを受けたい）【全国「精神病」者集団】

裁判所の手続に入った後の支援は裁判所の合理的配慮の対象と考える【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】

それぞれの場所に常駐の方がいらっしやれば。【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】

① 裁判手続のIT化の問題は、障害のある人、例えば、文字が見えない、読めない、理解が難しい、音が聞こえない、聞こえづらいなど身体障害や知的障害、精神障害がある人たちにとって、人として極めて重要な権利に関わる問題であり、けっして奪われることがあってはなりません。

障害者権利条約第2条はあらゆる形態のコミュニケーション（意思疎通）の利活用が約束されています。第3条では「非差別」「社会への完全かつ効果的な参加及びインクルージョン」とともに「アクセシビリティ」が原則とされています。これは権利条約を締約した国の司法の場でも厳守されなければなりません。

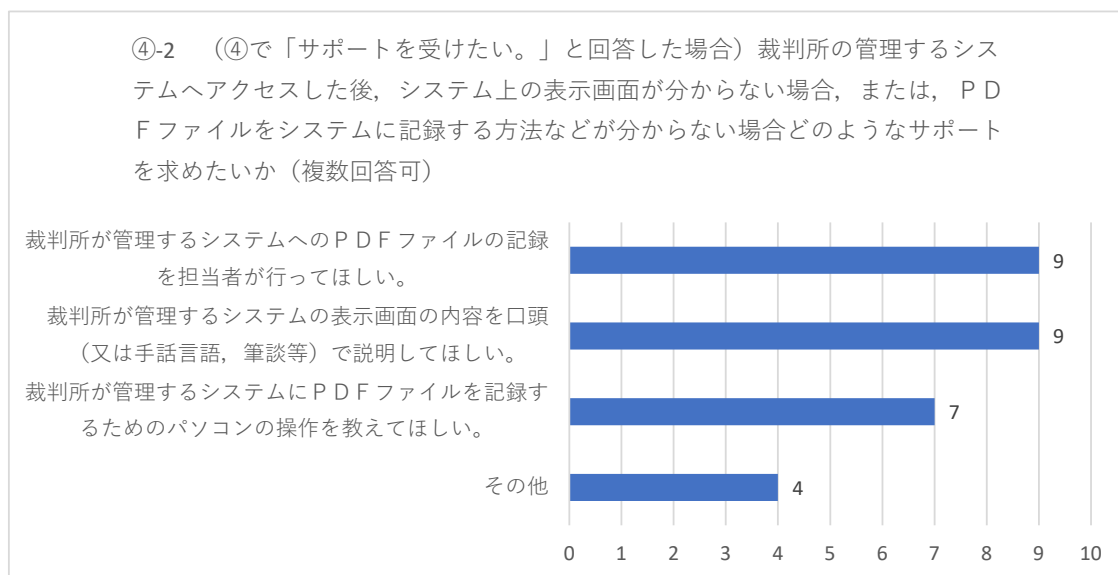
② このIT化の検討の中で、障害者権利条約を踏まえた検討を、ぜひ、日弁連からも問題提起をしていただければと思います。

③ 同時にIT化のなかにあっても障害のある人びとには、これまで同様の裁判手続きが認められること、情報提供のためにはあらゆるコミュニケーション（意思疎通）の手段、形態、様式は確保されなくてはなりません。

④ また、だれもが願うのは、無料で信頼できる専門的な弁護士のサポートが得られることです。法テラスが全国どこでも簡単に利用できること、弁護士の支援を求める場合には、必要な費用は公的に保障されるべきです。

最初の質問に対する本回答が、IT化についてのJDの基本的な考え方です。【NPO法人日本障害者協議会（JD）】

|  |
|--|
| サポートを受けられるところが複数あって選択できると良い【公益社団法人全国精神保健福祉会連合会】  |
| 視覚障害者情報提供施設【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合】   |
| 身近で相談できる場所があるとよい【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】   |
| 支援者に一緒に行ってもらおう【ピープルファーストジャパン】  |
| 通訳・介助員によるサポートが受けられれば場所は選ばない【社会福祉法人全国盲ろう者協会】  |
| どこがどのようなサポートをしてくれるのかが分からない。どこの機関がどのような役割を持っているのか、どのように助けてくれるのかが日ごろからの情報がないため、機関の区別ができない。また、手話で相談や助言をもらえる機関も必要と思われる。【東京手話通訳等派遣センター】 |

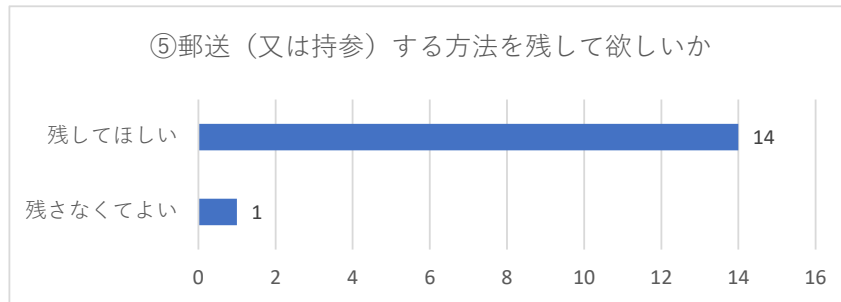


※一般社団法人日本自閉症協会は回答の選択なし(「その障害者の特性しだい。知的障害のある人と知的障害のない人では異なる。」という欄外記載あり。)

#### その他回答

|   |
|---|
| 1で対応が難しい場合3で対応を【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】  |
| 専門的な知識のある方にサポートいただきたい。【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】  |
| 信頼できる弁護士の支援を受けたいが、そのための費用は公的に保障される必要がある。【NPO法人日本障害者協議会(JD)】   |
| パソコンを使用できる盲ろう者には裁判所が管理するシステムの表示画面の情報を自力で取得できるように、文字を読みやすくしたり(白黒反転にしたり文字を拡大したりフォントを太くする等)、音声読み上げや点字ディスプレイで読み書きができるようにしてほしい。また、パソコンを使用できない盲ろう者には通訳・介助員による代読・代筆をしてもらえるようにしてほしい【社会福祉法人全国盲ろう者協会】 |
| 自分の言語である手話言語で、自分の状況・困っていることを説明し、サポートを受けたい。【一般財団法人全日本ろうあ連盟】  |





※一般社団法人日本自閉症協会は回答選択なし（「どちらとも言えない。その人の希望にあわせて欲しい。」という欄外記載あり。）。

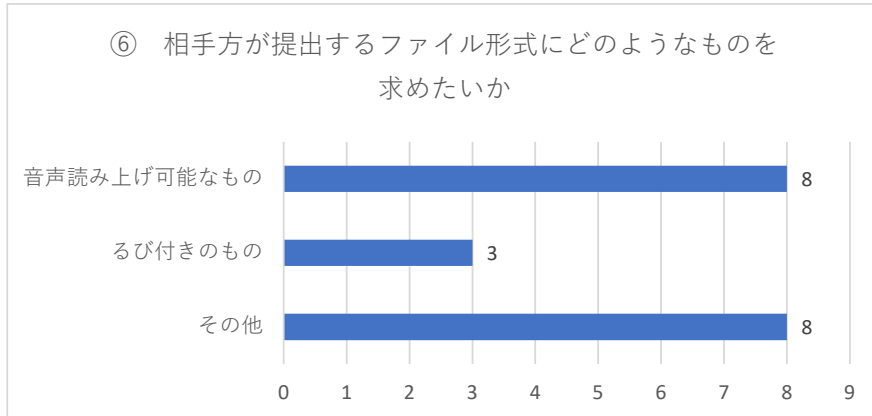
#### 残してほしい理由

|   |
|---|
| 入院中については書面でのやり取りが必要な場面があるため【全国「精神病」者集団】   |
| くらしやサービスの選択が画一的であった歴史的な背景の中で、選択肢が狭まることに懸念がある。支援があれば方法を問うものではないが、選択肢が限定されることで支援も狭まる可能性がある。オンラインに手続を一本化したことで、支援の担い手が減ってしまうことも懸念される。【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】          |
| インターネットなど新しいこと・情報を覚えることが不得意。オンラインにたどり着けない人のためにも、選択肢に郵送や持参を残してほしい。【八王子精神障害者ピアサポートセンター】   |
| セキュリティ面でオンラインだけでは不安である。裁判所の管理するシステムが悪意のある者たちにハッキングされれば、私だけではなく、他の判例の関係者の個人情報が漏れてしまう。システムをハッキングした悪意のある者たちに個人情報を悪用されかねない。それを懸念している。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】        |
| パソコンが使用できない方もいる。【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】  |
| IT裁判を基本とする考え方ではなく、従来通りの方法に加えてIT裁判があるとされるべきである。仮に、IT化が進められてしまった場合には、障害のある人にとってすべてのアクセシビリティが確保されなければ重大な差別である。IT裁判を拒否する権利(従来の方法で行うこと)を認めるべきである。【NPO法人日本障害者協議会（JD）】 |
| 新しいやり方に大きな不安を感じる人もいることが考えられる【公益社団法人全国精神保健福祉社会連合会】   |
| IT環境にトラブルがあった場合の対応として必要。【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】  |
| 視覚障害者は、オンラインでは操作が正しく入力できなかったか不安になることがある。また、そもそもオンラインでの操作ができない者もいる。このような事例を踏まえ、郵送や持参の方法が代替的に選択できる余地は残してほしい。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合】                                   |
| 訴状の提出を含め相談にのってくれる知人が、ITの仕組みに詳しくない場合がある。その場合は、ITを使わないで郵送・持参の手段を選択することになるため。【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】  |
| パソコンを使用できない盲ろう者がほとんどであるため、通訳・介助員によるサポートを受けながら、訴状を作成したり、郵送または持参できるようにしてほしい。【社会福祉法人全国盲ろう者協会】  |
| ITに不慣れな高齢者、パソコンを使わずにスマートフォンですます若者もいるので、書面として作って郵送する方法は必要。【一般財団法人全日本ろうあ連盟】   |
| 不備があった場合など、書面では十分に理解が難しい場合があるため、直接対面でやり取りをしながら手話での説明が受けられる環境が必要となる。【東京手話通訳等派遣センター】  |

#### 残さなくてよい理由

|   |
|---|
| 障害者のアクセシビリティを確保しながら、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進するため。【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】 |
|---|

## 2 受付可能なデータの種類

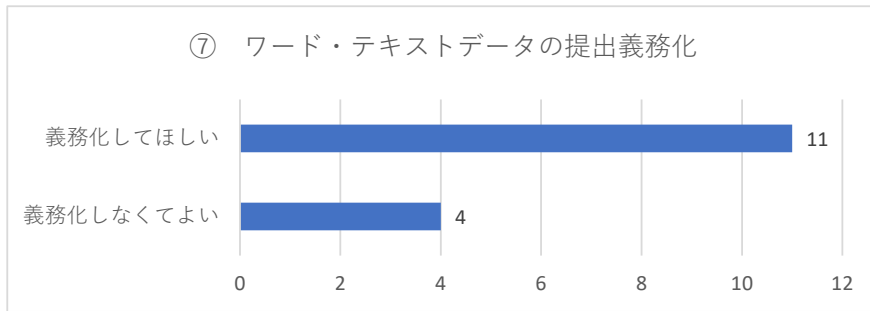


### その他回答

|  |
|--|
| テキストファイル【全国「精神病」者集団】   |
| ファイル形式にはこだわらないが、内容が文意が変わらない程度に平易であること（あるいは解説書や添え書きを添えること）が最も重要。その上でるびがついていることが望ましい。【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】 |
| PDFでかつ、文字上書き型【一般社団法人日本自閉症協会】   |
| 障害によっては、難解な文章では理解できない場合もあり、絵図なども含みわかりやすい表現が必要である。ファイル形式はPDFとテキストファイルは必須である。【NPO法人日本障害者協議会（JD）】           |
| コピー・貼り付け可能なPDF資料が必要【一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】   |
| ファイル形式は問わないが、文面が画像データではなく文字データとして記録されていて、文字列のコピーに制限が設定されていないもの。【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】                        |
| 紙媒体の墨字版(拡大文字)、点字版【社会福祉法人全国盲ろう者協会】  |
| 全体の手続きにも関わりますが、書面（日本語）での手続きが必要となります。聴覚障害者の言語である手話で手続きや主張、説明を受けるといことが望ましい。【東京手話通訳等派遣センター】                 |

### （音声読み上げ可能なものについて）具体的に希望するファイル形式

|   |
|---|
| テキストファイル【八王子精神障害者ピアサポートセンター】  |
| PDFファイル作成時に読み上げ可能なファイルを作ることが出来るソフトを使う【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】  |
| ①具体的にはwordとtxtファイルを必ず用意してほしい。PDFファイルは音声式パソコンで確実な読み上げができないことが多いため、これらのファイルを希望します。②訴状等の資料は、そもそも文字量が多いため、HTMLやMarkdown等の方法で見出し設定を付けてほしい。この設定を行うことで、視覚障害者は目的の場所を探しやすくなります。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合】   |
| 不明【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】  |
| デジタル図書化（デイジー※化）をして欲しい。※デイジー（DAISY）とは、Digital Accessible Information Systemの略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されています。視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのアクセシブルな電子書籍の国際標準規格刷物として、50か国以上の会員団体で構成するデイジーコンソーシアム（本部スイス）により開発と維持が行なわれている情報システムを表しています。【公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会】 |
| テキスト、点字データ【社会福祉法人全国盲ろう者協会】  |



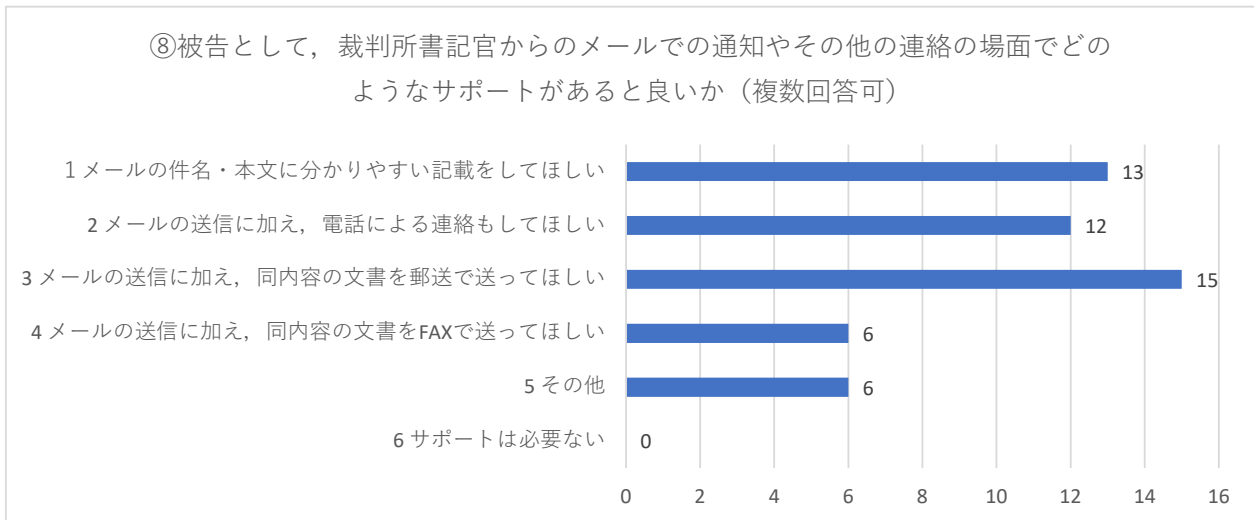
#### 義務化してほしい理由

|   |
|---|
| テキストがないと読めない方がいるため【全国「精神病」者集団】  |
| 裁判の公平性を担保するため（一般論として）【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】  |
| 誰もが読み上げ可能なPDFファイルを作れるソフトを持っているわけではない。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】  |
| できるだけ多くの親しみやすい媒体に対応いただくため【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】   |
| PDFファイルでは視覚障害のある人にとっては、読み取れない場合がある。【NPO法人日本障害者協議会（JD）】  |
| よくわかりませんが裁判官が的確な判断をするためには出させた方が良いように思います。【公益社団法人全国精神保健福祉会連合会】   |
| ワード・テキストファイルのほうが、書類加工が容易である。【一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】   |
| ①これらのファイルは、裁判所側が責任をもって用意すべきものだと思います。仮に相手がPDFで提出したとしても、元原稿はwordで作成していることが多いことから、その元原稿を提出させる命令をする等の対応を行ってほしい。②また、相手が提出しない、音声読み上げができない資料であれば、裁判所が視覚障害者への情報保障として、点字化・音声化した資料を用意してほしい。外国人に対する通訳者、聴覚障害者に対する手話通訳者を裁判所が用意するのと同じように、視覚障害者に対する情報保障があって然るべきではないか。なお、用意においては、視覚障害者情報提供施設と連携して、確実に視覚障害者が確認できる内容で情報提供を行ってほしい。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合会】 |
| 脊髄損傷者のなかには、両手に麻痺があるためキーボード入力に時間がかかる場合がある。また、障害程度によっては、キーボード入力を介助者に依頼しなければならない場合もある。<br>したがって、なるべくキーボードで入力することなく、また、なるべく介助者に依頼することなく、反論書から文字列を引用できるのであれば、反論書のファイル形式はいずれでも差し支えない。<br>しかしながら、視覚障害者のアクセシビリティなどを考慮すると、Wordファイルまたはテキストファイルの提出を義務化すべきだと考える。【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】  |
| Aがパソコン使用できる場合、自力でアクセスできる形式が必要。【社会福祉法人全国盲ろう者協会】  |

#### 義務化しなくてよい理由

|   |
|---|
| PDFでかつ、文字上書き型なら問題ない。Wordなどでは、フォントや行送りなどで頁番号などが変わってしまう。不適。このWORDも同様のことが、別途送付された印刷物とレイアウトが異なる。【一般社団法人日本自閉症協会】 |
| PDFがあれば用が足りるから。【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】   |
| どちらにしても、手話での情報取得がむずかしい【東京手話通訳等派遣センター】   |

### 3 システム送達（訴えの提起時）



#### 3に際し求める配慮

|  |
|--|
| 必要な情報保障（コミュニケーション、意思伝達の方法における配慮。拡大、点字、ルビ等）【全国「精神病」者集団】   |
| 支援につながるきっかけとして本人の手許に書類が存在することが望ましい。支援の内容としては1を前提として、るびをふって欲しい【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】   |
| メールであれ郵便であれ、なりすましと区別できない。【一般社団法人日本自閉症協会】   |
| メールを送った日付、送ったアドレスを文書にかいてほしい【八王子精神障害者ピアサポートセンター】  |
| 受け取る側が理解しやすい表現の添付文書を付けて欲しい。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】   |
| ① PCや携帯等を所持しない障害のある人もいることを考えると、メールでの送信を基本的な送達ツールとすべきではない。<br>② 携帯などを所持していたとしても、メールを見逃すこともあり、生活が一変するような場合もあり得る大事な書類をメールで送信することはふさわしくない。<br>③ フィッシングメールなどが横行している昨今、裁判所を名乗るメールの登場も想定されよう。障害のある人の場合も詐欺メールを見分けるのが難しく、基本は郵送とし、希望があればメール送信も可とすべきである。【NPO法人日本障害者協議会（JD）】 |
| ・複雑な文章（仮定文など）は避け、文章を短くシンプルなものにする。<br>・文字のフォントを明朝体避けて丸ゴシック体にする。<br>・行間を詰めずに空ける。【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】   |
| ※欄外に「基本的に、メールは最近使っていない。使う場合でも、その都度支援者に聞いて返事を打っている。そのことを前提として回答する。」と記載  |
| ルビを振ってほしい。<br>かつ、それだけではなく、やさしい内容に言い換えて欲しい。【ピープルファーストジャパン】  |
| 点字ユーザーには点字版を送ってほしい。【社会福祉法人全国盲ろう者協会】  |
| 郵送の場合でも、「裁判所からであること」「重要なお知らせなので必ず開封してください」と目立つように印字し、文書内容もわかりやすい記載・説明をしてほしい。【一般財団法人全日本ろうあ連盟】   |
| メールに気づかないことも考えられる。そのため郵送も必要。メールにしても、郵送でも日頃使用しない日本語（専門用語など）では理解が難しい場合がある。【東京手話通訳等派遣センター】  |

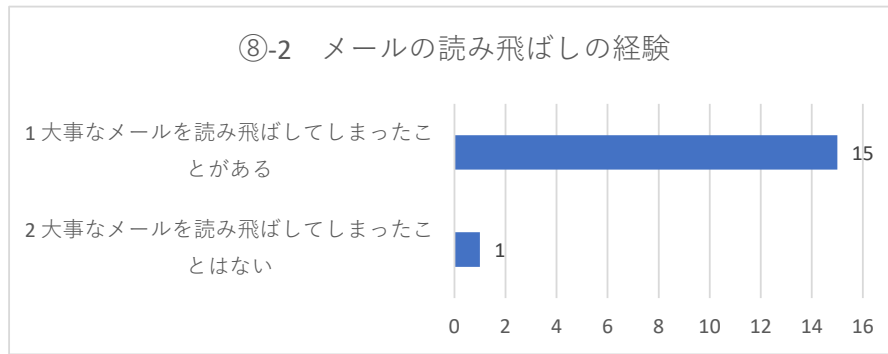
#### 4 に際し求める配慮

|   |
|---|
| いまFAXはない家が多い。【一般社団法人日本自閉症協会】  |
| FAXを送ったことを受け取る側に知らせる手段が欲しい。FAXを利用する側は、電話することはまず困難なので、受取人への配達証明郵便で送って欲しい。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】                         |
| ・複雑な文章（仮定文など）は避け、文章を短くシンプルなものにする。<br>・文字のフォントを明朝体避けて丸ゴシック体にする。<br>・行間を詰めずに空ける。【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】                    |
| ただし、近頃は、メールの普及により、聴者と同様、FAXの利用者は減少（特に若者）、利用頻度・量も著しく低下している状況である。従って、聴覚障害者に対しても、FAXより、郵送が一番確実な方法となると思われる。【一般財団法人全日本ろうあ連盟】 |

#### その他の内容

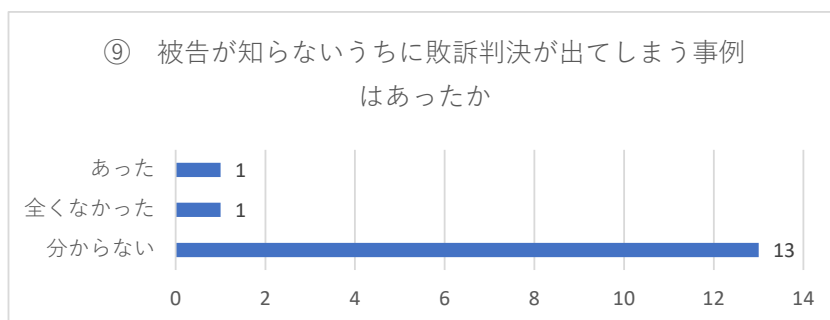
|  |
|--|
| 現在はメールだけでなくMessengerなど様々な連絡ツールが併存しており、メールだけでは見逃す。事前に連絡手段を協議し決めるべき。【一般社団法人日本自閉症協会】  |
| 障害に合わせたサポートをしてほしい。【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】   |
| ※○をつけた選択肢1と2の補足。①メールの場合：送信するメールに開封確認の設定をして、一定期間、開封確認のメールが到着しなかったら、裁判所側から再連絡する仕組みを作ってほしい。②メールの場合：フィッシングメールとの差別化をするため、電子署名を入れてほしい。③電話による連絡：視覚障害者の場合、重要なメールを見逃すことがあることから、メールと電話連絡といった形で、常に二重の連絡を行ってほしい。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合会】 |
| これから起きることのスケジュール、相談しても良い相手などについての情報提供。【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】   |
| ご質問の件とは別件だが、特殊詐欺の電話やメールの防止に万全を期していただきたい。【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】   |
| 自分の言語である手話言語で、説明を受けたい。【一般財団法人全日本ろうあ連盟】   |

### ⑧-2 メールを読み飛ばしの経験

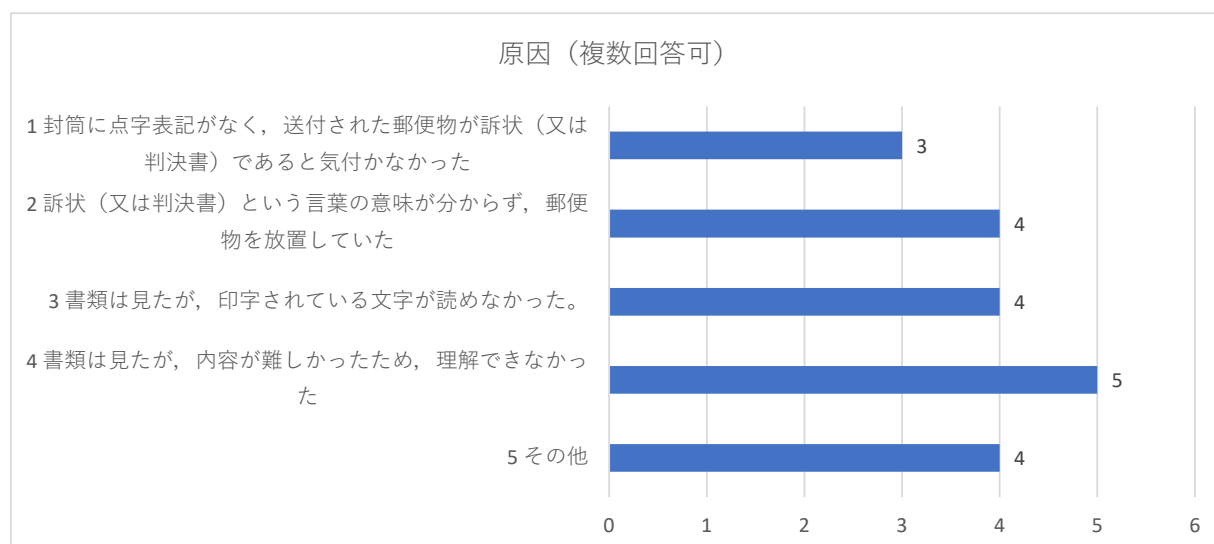


#### 原因

|   |
|---|
| 病状の悪化の際頭に入らない、服薬の副作用による認識力の低下【全国「精神病」者集団】   |
| 読み飛ばすのではなく「読めない」。開封はしているが読めない。状態としては読み飛ばしているのであるが、配慮がないので読めていない。【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】   |
| メールをいつも見ない。沢山来る。怪しいと思って開けない。【一般社団法人日本自閉症協会】   |
| 迷惑メールフォルダに入っていて気付かなかった。自分のメールアドレスを間違えて伝えてしまった。(1文字違いなど)【八王子精神障害者ピアサポートセンター】   |
| 私自身のADHD(注意欠陥多動性障害)による不注意傾向から。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】   |
| ① 携帯電話しかなく、メールの操作に慣れていない。② メールの整理がうまくできていないので、必要なメールがどこにあるかわからなくなった【NPO法人日本障害者協議会(JD)】  |
| たくさんメールが届いて、不要と思うメールを順次削除していたが、操作ミスにより大事なメールも削除してしまっていた。【公益社団法人全国精神保健福祉会連合会】  |
| ①件名で内容が判断できないメール。特に、件名が長いと、どのような内容のメールか分かりづらい。②件名に【重要】や【@@裁判所】と書いてあった場合、ここ最近、フィッシングメールの可能性もあるため、開封しないことがある。③何らかの理由で、迷惑メールフォルダに入ってしまう、気付かなかったことがある。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合】 |
| 迷惑メールだと判断した。【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】  |
| 受信メールが多いため。   |
| 受信メールサーバーの容量を超過してしまったため。  |
| 入院中であったため(特に、独居の場合やヘルパーの利用がない場合などで、入院中のメールの送受信を手伝ってくれる人がいない場合)。また、障害者は障害のない人に比べて入院の頻度が多いため。【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】   |
| 迷惑メールBOXに入っていた。【公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会】   |
| ・大量のメールが届き、大事なメールを見落としてしまうことがある。  |
| ・迷惑メールと勘違いして、削除してしまうことがある。【社会福祉法人全国盲ろう者協会】  |
| メールに気づいても、内容が分からないため、そのままにしてしまうことが考えられる。【東京手話通訳等派遣センター】   |
| メールの中に埋もれていた、迷惑メールと混ざった等【一般財団法人全日本ろうあ連盟】  |



15年ほど前、年間2回程度の頻度で相談があった。【全国「精神病」者集団】

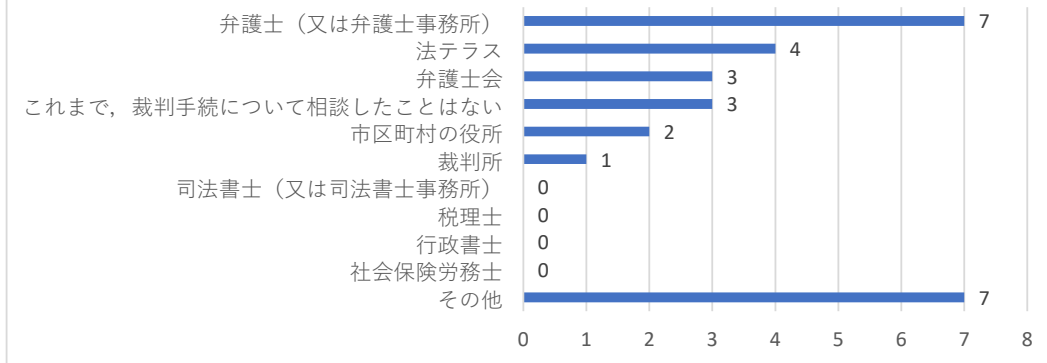


※ただし、「あった」の回答は1であるため、原因を想像して回答していると思われる。

#### その他

|   |
|---|
| 一人住まいの障害者の場合、沢山の郵便物等が山になっていることよくあり。【一般社団法人日本自閉症協会】  |
| ※補足説明 上記の原因は、裁判に限った内容ではなく、視覚障害者の一般論として回答しました。視覚障害者に郵送やメールで何らかの連絡をして、その連絡に気付かないケースは多いと思います。例えば、捺印を押す必要がある受領書の返送等は、返送されないケースもあります。そのため、郵送やメールを送る前に、電話での口頭説明を行うことは少なくはないです。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合】 |
| 当協会ではこういった事例を聞いたことはありませんが、上記1から4のいずれも想定されると考える【社会福祉法人全国盲ろう者協会】  |
| 自分が被告になっている。呼び出されていることが分からないことが原因と考えられる。書面（メールも含む）でのやり取りでは限界がある。【東京手話通訳派遣センター】  |

⑨-2 これまで、裁判手続について相談する際、どこに相談をしていたか



起点としては役所・社会福祉協議会、相談支援専門員等。何かあれば役所等に足を運ぶことになる。それ以外としては、日頃から相談している方が入口になる。【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】

障害者向け保険の弁護士利用契約【一般社団法人日本自閉症協会】

団体や施設であれば、顧問弁護士に相談することがある【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合】

家族、通院先、相談機関、当事者同士の集まり【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】

脊髄損傷の仲間から裁判手続に関する相談を受けたときは、相談内容の緊急性などに応じて、法律事務所や法テラスをご紹介している。【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】

親【一般財団法人全日本ろうあ連盟】

その方々により相談を希望する場所は様々だが、どこの機関がどの役割を持っているか理解していくわけではない。【東京手話通訳等派遣センター】

⑨-3 ⑨-2で、弁護士会、弁護士（又は弁護士事務所）以外を選択した場合、理由

敷居が高い、弁護士に相談しても解決しないケースがあるという意見もある【全国「精神病」者集団】

起点として弁護士に相談することはまれである【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】

費用の負担があること.できれば信頼できる弁護士に相談したいので、その場合の費用の負担を公的に保障してほしい。【NPO法人日本障害者協議会（JD）】

\*実際に相談したことはないが、そのような相談を受けた際には「法テラス」を紹介することがある【公益社団法人全国精神保健福祉会連合会】

普段からの繋がりが無い【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】

本人訴訟で進めていた（相手方には代理人がついていた）、不利な結果になり、期限までに不服申立てをするかどうか、弁護士に依頼するかどうか、親に相談したが、費用面で逆に損になってしまうからやめた方がいいと言われてあきらめた。【一般財団法人全日本ろうあ連盟】

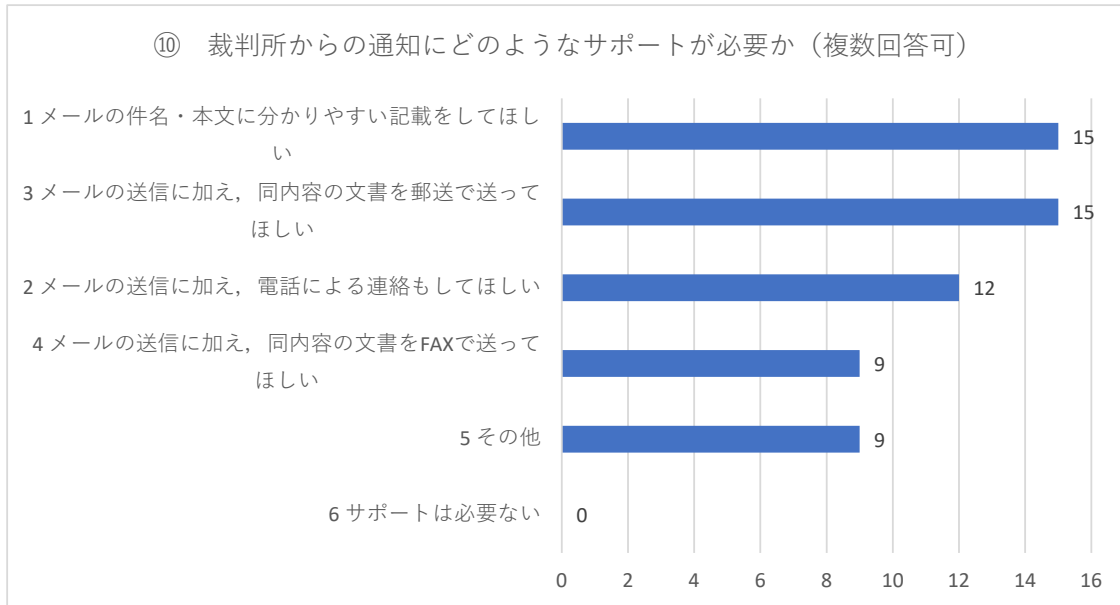
⑨-2でも話したように、弁護士会と弁護士（または弁護士事務所）区別がないまま相談しているように受け取れる。【東京手話通訳等派遣センター】

⑨-4 裁判手続を利用した件数

省略。



#### 4 みなし送達



#### 3 について配慮の内容

|  |
|--|
| 必要な情報保障【全国「精神病」者集団】  |
| 文書の内容を冒頭にわかりやすく明示していただく。前提として支援者による支援が必要であることは前同様。【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】  |
| 3⑧と同様【一般社団法人日本自閉症協会】   |
| 期日、メールを送った日付、メールを送ったアドレスも文書に書いてほしい【八王子精神障害者ピアサポートセンター】   |
| 障害によって、必要な配慮の形も異なる。だから、複数のサポート手段を使って欲しい。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】  |
| ⑧と同様の回答になります【NPO法人日本障害者協議会（JD）】  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑な文章（仮定文など）は避け、文章を短くシンプルなものにする。</li> <li>・文字のフォントを明朝体避けて丸ゴシック体にする。</li> <li>・行間を詰めずに空ける。【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】</li> </ul> |
| ⑧に同じ【ピープルファーストジャパン】  |
| 必要な紙媒体の種類（文字の大きさやフォントも含む）を確認したうえで、点字版、拡大文字版等を送ってほしい。【社会福祉法人全国盲ろう者協会】   |
| 大切なお知らせということがすぐにわかる書式にし、短い文書にするとよい。また、期限をわかりやすく掲載すると良い。【東京手話通訳等派遣センター】   |

#### 4 について配慮の内容

|  |
|--|
| 必要な情報保障【全国「精神病」者集団】  |
| 3⑧と同様【一般社団法人日本自閉症協会】   |
| FAXを送ったことを受け取る側に知らせる手段が欲しい。FAXを利用する側は、電話することはまず困難なので、受取人への配達証明郵便で送って欲しい。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑な文章（仮定文など）は避け、文章を短くシンプルなものにする。</li> <li>・文字のフォントを明朝体避けて丸ゴシック体にする。</li> <li>・行間を詰めずに空ける。【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】</li> </ul> |
| 拡大文字で送ってほしい。【社会福祉法人全国盲ろう者協会】   |
| 大切なお知らせということがすぐにわかる書式にし、短い文書にするとよい。また、期限をわかりやすく掲載すると良い。【東京手話通訳等派遣センター】   |

#### その他

|  |
|--|
| 障害等を理由とする期限の延長の申出を認めるべき。送達方法の変更を柔軟に認めてほしい（判決書は書面で送達、など）。【全国「精神病」者集団】 |
|--|

|   |
|---|
| 自分だけでなく弁護士などの支援者にも並行連絡【一般社団法人日本自閉症協会】   |
| 障害に合った対応をしてほしい【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】  |
| ※○をつけた選択肢1と2の補足。①メールの場合：送信するメールに開封確認の設定をして、一定期間、開封確認のメールが到着しなかったら、裁判所側から再連絡する仕組みを作ってほしい。②メールの場合：フィッシングメールとの差別化をするため、電子署名を入れてほしい。③電話による連絡：視覚障害者の場合、重要なメールを見逃すことがあることから、メールと電話連絡といった形で、常に二重の連絡を行ってほしい。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合】 |
| これから起きることのスケジュール、相談しても良い相手などについての情報提供。【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】  |
| ④-2と同様に、入院中はメールの送受信に支障をきたすことが多いので、特にご配慮いただきたい。【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】  |
| 文書だけでは理解できない盲ろう者には、触手話や手書き文字等による通訳を介しての対面での説明が必要になる。【社会福祉法人全国盲ろう者協会】  |
| 自分の言語である手話言語で、説明を受けたい。【一般財団法人全日本ろうあ連盟】  |
| いずれにしても日本語であり、日本語が不得手の場合への対応。聴覚障害者の言語でもある手話が望ましい。【東京手話通訳等派遣センター】  |

## 第2 争点整理の段階

### 1 裁判所の期日におけるウェブ会議等の利用

#### ⑪ 手話通訳者を同席させる場合、裁判所に求めたい配慮の内容

##### 裁判所に求めたい配慮の内容

|  |
|--|
| 通訳者の人選は聴覚障害者の意見を尊重する。謝礼は裁判所が負担する。【八王子精神障害者ピアサポートセンター】  |
| 必ず手話通訳者の手話がウェブ会議の画面に映るようにして欲しい。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】   |
| 障害に合った対応（手話通訳・要約筆記）／重要な部分が伝わるように／公費で負担するべき【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】   |
| 手話通訳は傍聴者の一人としてみなすのではなく、裁判に必要なスタッフとして裁判所の責任で派遣すること、その場合、交替のため複数の配置を行うこと。【NPO法人日本障害者協議会（JD）】   |
| 明瞭な、適度の速度の発語【一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】  |
| 発達障害の特性もある場合は、説明を複雑な文章（仮定文など）は避け、文章を短くシンプルなものにする。【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】  |
| オンラインでは、手話を意識してゆっくり出す必要があるため、ゆっくり進めていただく必要がある。また、映像などのデータを共有する際は手話通訳の動画が小さくならないようにする必要がある。また、資料がある場合は事前に通訳者への情報提供が必要。【東京手話通訳等派遣センター】 |

##### 手話通訳者の派遣に当たって、求めたい配慮の内容

|   |
|---|
| ウェブ会議の特性をよく理解している手話通訳者を派遣して欲しい。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】  |
| 守秘義務を守れる人【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】   |
| 司法制度に習熟した手話通訳者【一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】   |
| 個々の障害の特性を理解した人【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】  |
| 裁判通訳に精通した手話通訳者を派遣してほしい  |
| その地域の手話通訳者を派遣してほしい。地域による手話の違いがあるため。その人ならばの手話表現等もあるため、正確な手話通訳のためには、顔なじみが良いというニーズもある。【一般財団法人全日本ろうあ連盟】 |
| 通訳費用は裁判所が負担すること。【東京手話通訳等派遣センター】   |

**⑫ 文字による通訳や字幕等の情報保障手段が必要な場合、裁判所に求めたい配慮の内容**

**裁判所に求めたい配慮の内容**

|   |
|---|
| その時聴覚障害者本人が必要とする情報保障手段を用いる。柔軟に対応する。【八王子精神障害者ピアサポートセンター】   |
| 要約筆記者や、実用的な音声認識ソフトを常備して欲しい。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】  |
| ⑪と同じ【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】  |
| 手話のできない聴覚障害のある人もいる。文字情報含め必要な情報保障は不可欠である。【NPO法人日本障害者協議会（JD）】   |
| 司法制度に習熟した、要約筆記統一試験に合格し、一定期間の現場派遣経験のある要約筆記者【一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】   |
| 普段のコミュニケーションに必要としている支援者、機器等の許可【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・文字による通訳や字幕等の情報保障手段について、全文がほしい方や、要約筆記が必要な方それぞれいる。前者は、すべて情報を知りたいという方。後者は、情報が多すぎてもわかりにくくなるので、要約された情報のほうがわかりやすいという方。</li> <li>・手話通訳だけが文字通訳だけかではなく、手話通訳と一緒に、文字通訳等も必要な方もいる。手話だけではなく、地名等は理解しにくいので、漢字で見たほうが理解が早いことがある。</li> <li>・重要なのは、聴覚障害者の中にも必要とする配慮はまちまちなので、それぞれのニーズに応えた配慮を求めたい。【一般財団法人全日本ろうあ連盟】</li> </ul> |
| 要約筆記など文字による情報保障ができるようにしくみを構築すること【東京手話通訳等派遣センター】   |

**裁判所に用意しておいてほしい補助具等**

|   |
|---|
| 本人が必要なものを準備する。例えばプロジェクター、OHPなど。【八王子精神障害者ピアサポートセンター】         |
| 要約筆記や、音声認識ソフトによる字幕が表示されるシステム【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】         |
| 持参するか、付き添う要約筆記者が対応している。持参物を裁判所も可、としてほしい【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】 |
| UDトークなどの文字認識ソフト、UDトークを修正する人的配置。【NPO法人日本障害者協議会（JD）】          |
| ヒアリングループなどの補聴援助機器【一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】                  |
| 発達障害の特性もある場合は、光や音、室温などの環境設定に配慮【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】        |
| メモ用紙や筆記用具【東京手話通訳等派遣センター】                                    |

**⑬ 遠隔で手話通訳や文字による通訳や字幕の利用を希望する場合、裁判所に求めたい配慮の内容**

**裁判所に求めたい配慮や運用の内容**

|   |
|---|
| 第三者に聞かれないための工夫。【八王子精神障害者ピアサポートセンター】   |
| 手話通訳者、要約筆記者にも遠隔地から参加出来るウェブ会議ソフトを用意して欲しい。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】   |
| 意見を纏めるのに時間がかかるため、進行をゆっくりにしていただきたい。【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】  |
| 利用者が要約筆記利用申し出た場合は、原則として必ず要約筆記者を準備すること【一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】  |
| 普段のコミュニケーションに必要なとしている支援者、機器等の許可【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・映像が乱れたり固まったりすると、その間の手話言語による話の内容が全く理解不能になる。ネット環境はもちろんだが、映像が乱れてしまった等のために、内容が理解できなかった場合の対応を考えてほしい。当事者や手話通訳者が即座にその旨を告げることができるよう、事前に裁判官から「乱れてしまった場合は、すぐに言ってください」等告げることを求めたい。</li> <li>・資料等を確認しようとして、少し目を離すと、今どんな話をしているのかわからなくなることがある。そのため、文字は、すぐ消えるのではなく、少しの間は見れるような状態にしてほしい。</li> <li>・長期間パソコン画面やモニターを見つめるのは、目に負担がかかる。例えば、少なくとも1時間毎に休憩を入れる等の配慮が欲しい。</li> <li>・遠隔だと、質問のタイミングを逃しがち。質問にすぐ気づく工夫（例：質問カードを作り、挙げる等）が求められる。</li> <li>・ただし、手話は地域によって異なる手話があるため、どのような通訳を望むかについて、まずは当事者の要望を聴取し、その要望が尊重されるべきである。【一般財団法人全日本ろうあ連盟】</li> </ul> |
| 手話通訳や要約筆記による情報保障ができるようにしくみを構築すること【東京手話通訳等派遣センター】  |

**裁判所に用意しておいてほしい補助具等**

|  |
|--|
| ウェブ会議ソフトによる手話通訳の表示や、音声認識ソフトによる字幕表示の弾力的運用を求めたい。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】      |
| 利用者がヒアリンググループ等の利用申し出た場合は、原則として必ずヒアリンググループ等を準備すること【一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】 |

**⑬-2 これまで、ウェブ会議において、手話通訳者と聴覚障がい者が別々の場所からウェブ会議に参加して、聴覚障がい者が画面上で手話を見ながら会議をするような場面で、困ったこと、気をつけたこと**

**困ったこと**

|   |
|---|
| 通信が途切れ話している人の音声や画像が乱れてしまう。通訳者が目の前にいないのでコミュニケーションがとりづらい。【NPO法人日本障害者協議会（JD）】  |
| 少し目を話すと話している内容がわからなくなってしまうので、チャットで文字情報を残しておくようにしてもらった。【一般財団法人全日本ろうあ連盟】  |
| <p>映像と音声とが途切れて、音声が聞き取れない。</p> <p>カメラには映っていない空間で起こっていることを見ることができない（距離感や空気感などがつかめない。突然、映像に映っていない人が話し初めても誰が話しているのかつかめない。）</p> <p>会議等の進行が早く、聴覚障害者がからの質問ができない。</p> <p>聴覚障害者がわからないまま終わってしまう。【東京手話通訳等派遣センター】</p> |

**気をつけたこと**

|  |
|--|
| 実際の会議前の試行、ネット環境の確認を行うなど、事前準備が必要だった【NPO法人日本障害者協議会（JD）】  |
| 発言の前に名乗る、ゆっくり発言する、聴覚障害の当事者に対する発言でなくても手話通訳の交代のタイミングでは発言しない、など。【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】  |
| <p>こまめに状況確認をする。</p> <p>通訳できていない状況を伝える。</p> <p>画面を通す手話のため、通常よりゆっくり目に通訳をすること。</p> <p>オンラインでの通訳の限界と課題を伝える。【東京手話通訳等派遣センター】</p> |

⑬-3 これまで、ウェブ会議において、要約筆者と聴覚障がい者が別々の場所からウェブ会議に参加して、聴覚障がい者が画面上で要約筆記を見ながら会議をするような場面で、困ったこと、気をつけたこと

**困ったこと**

字幕が消えていってしまうこと、議論が錯綜すると誰が話しているのかわかりにくくなる【NPO法人日本障害者協議会（JD）】

①発言時、最初に発言者が氏名を言わない場合

②複数の発言が同時になされる場合

③必要な資料が適切に準備、表示されない場合【一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】

要約筆者が会議の音声聞き取れないことがあった。【公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会】

映像と音声途切れて、音声が聞き取れない。

カメラには映っていない空間で起こっていることを見ることができない（距離感や空気感などがつかめない。突然、映像に映っていない人が話し初めても誰が話しているのかわからない。）

会議等の進行が早く、聴覚障がい者からの質問ができない。

聴覚障がい者がわからないまま終わってしまう。【東京手話通訳等派遣センター】

**気をつけたこと**

発言するときは最初に自分の名前を名乗る【NPO法人日本障害者協議会（JD）】

①発言時に氏名を言うこと

②明瞭に、簡潔に発言すること【一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】

⑬-2と同じ。【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】

要約筆記の画面を大きくした。聴覚障がい者が見やすいように配慮した。【公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会】

こまめに状況確認をする。通訳できていない状況を伝える。オンラインでの通訳の限界と課題を伝える。【東京手話通訳等派遣センター】

⑬-4 これまで、裁判所の法廷において手話通訳/要約筆記が行われた場合に、法廷で困ったこと

**手話通訳が行われた場合に困ったこと**

手話通訳者も傍聴者の一人とみなされ、立って通訳することも認められなかった【NPO法人日本障害者協議会（JD）】

法廷で使用される言葉が理解できない。

「これは通訳しないでください」と言われたとき。通訳者は法廷内ですべてを通訳することが任務。

話しが早すぎて聞き取れない。【東京手話通訳等派遣センター】

**要約筆記が行われた場合に困ったこと**

法廷で使用される言葉が理解できない。「これは通訳しないでください」と言われたとき。通訳者は法廷内ですべてを通訳することが任務。話しが早すぎて聞き取れない。【東京手話通訳等派遣センター】

⑭ 原告が視覚障がい者である場合、どのような配慮が必要か

必要な配慮の内容

|   |
|---|
| 最初に名前を言う。書面の事前提出。【全国「精神病」者集団】   |
| その時聴覚障害者本人が必要とする方法。柔軟に対応する。【八王子精神障害者ピアサポートセンター】   |
| 墨字のデータや事件管理システムの操作を補助する音声ガイドが必要である。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】  |
| パワーポイントなどの図を用いて説明されると、視覚障害者は分からない／口頭でできるだけ分かりやすく伝える。【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】  |
| PCを利用した読み上げソフトや筆記機器の利用を認めること。【NPO法人日本障害者協議会（JD）】  |
| ①ここ最近、オンライン会議等では画面共有という形で資料が提示されるが、視覚障害者には確認ができないものが多い。そのため、提示された資料を詳細に説明してほしい。②①の説明において、視覚障害者とその説明を聞いて理解できることが必要です。そのため、「ここに書いてある」といった指示語は使わない、資料のページ番号や小見出しを読み上げる等の配慮も行ってほしい。③視覚障害者は資料の確認、機器の操作に時間を要することが多いため、確認時間を増やす等の配慮を行ってほしい。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合】 |
| 発達障害の特性もある場合は、説明を複雑な文章（仮定文など）は避け、文章を短くシンプルなものにする。【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】   |
| データの読み上げソフトが入ったPCが必要。データはワード・テキスト適切【公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会】   |

裁判所に用意しておいてほしい補助具等

|   |
|---|
| 拡大読書器等の準備【全国「精神病」者集団】   |
| 操作を補助する音声ガイダンスシステムを常備して欲しい。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】  |
| 裁判の法廷において、原告・被告の双方が資料を提出する場合、法廷に立つ視覚障害者は、他の人に「代読」をしてもらって、資料を確認することになります。しかし、この「代読」は、被告側に近い人間であるならば、被告に有利な読み上げをする可能性があり、裁判の中立性を保つためには、法廷における「代読」は公平中立な読み上げが必要です。そのため、裁判所側が公平中立な代読者を用意してほしい。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合】 |
| 普段のコミュニケーションに必要としている支援者、機器等の許可【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】  |

⑮ 聴覚・視覚障がいのある当事者以外の障がいのある方の場合、どのような配慮が必要か

必要な配慮の内容

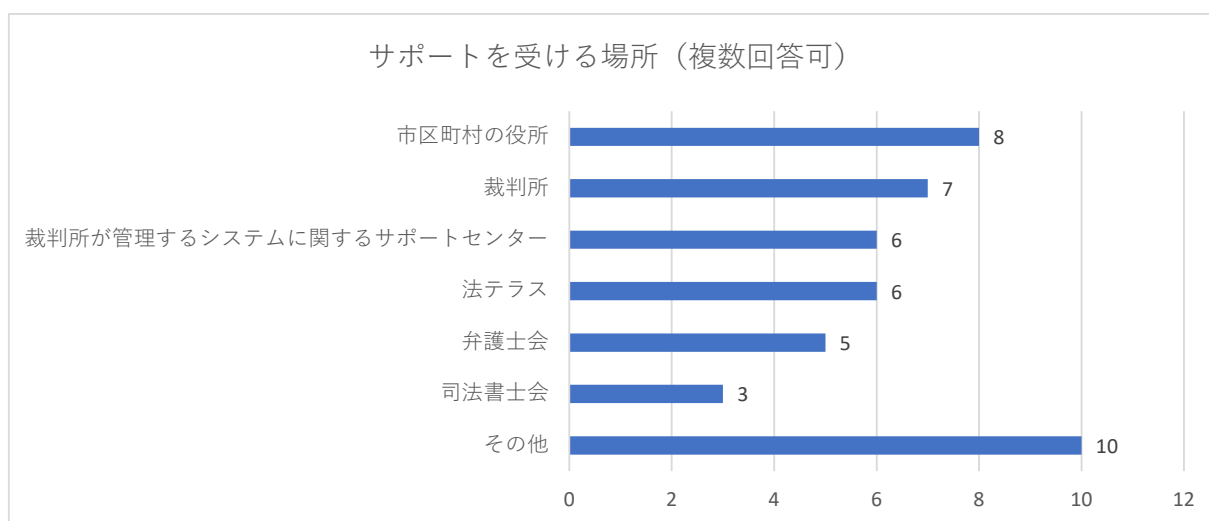
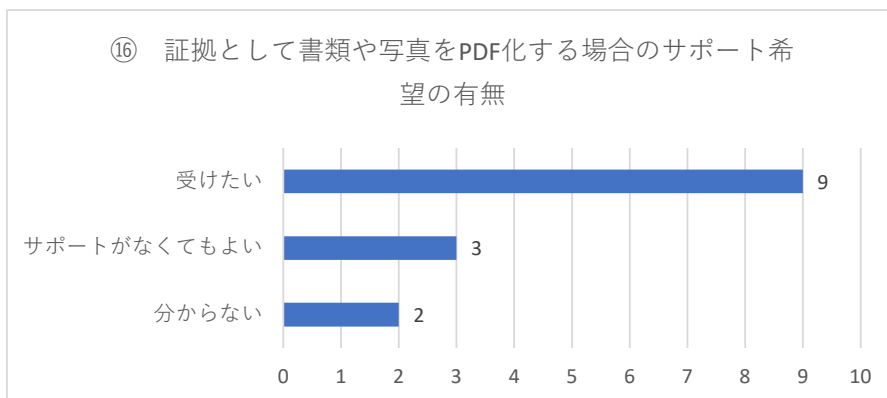
|  |
|--|
| 休憩の申出があったときには認める【全国「精神病」者集団】   |
| ウェブ会議に支援者が立ち会う必要があるところ、支援者と相談しながら答えるか、支援者が本人に代わり答える必要がある場合がある。有資格者ではない支援者の立会及び支援が幅広く認められるべき【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】   |
| 障害当事者以外でも誰にとっても分かりやすい言葉で話して欲しい。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】   |
| 操作関連のサポート【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】  |
| わかりやすい言葉や文による説明資料の用意（難解な言葉にルビを振ってもそれだけでは伝わりません）。相談に乗ってくれる人がいること、支援者の同行が認めること。言語障害がある場合にはその人の聞き取りに慣れた通訳者の同席を認めること【NPO法人日本障害者協議会（JD）】                              |
| 人によってですが、画面操作が難しい、理解が難しい専門用語が多いと混乱する、話すスピードが速すぎると理解が追い付かなくなる、長時間になると集中しきれなくなる、などが考えられる。【公益社団法人全国精神保健福祉会連合会】  |
| 説明を複雑な文章（仮定文など）は避け、文章を短くシンプルなものにする。【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】  |
| 裁判官の言葉が難しすぎ、しかも、早口でボソボソしゃべるので、まったくわからない。もっと大きな声で、ゆっくり、かつ、わかる言葉で話してほしい。【ピープルファーストジャパン】  |
| 盲ろう者は、基本的に通訳・介助員が同席し、その盲ろう者が理解できる通訳手段で、通訳したり、状況説明を受けることが必要になる。手話通訳や要約筆記と比べると、かなりゆっくりとしたペースで進行する必要がある。また、盲ろう者が会議の内容を理解できているかどうかの確認をしてから、次へ進めてほしい。【社会福祉法人全国盲ろう者協会】 |

裁判所に用意しておいてほしい補助具等

|   |
|---|
| 本人のことを日常的によく知っている方に支援してもらうことが視覚障害のある方等の機器類と同じである【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】   |
| 補助具等ではなく、裁判所の職員や裁判官などの心遣いが必要である。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】   |
| 普段のコミュニケーションに必要な支援者、機器等の許可【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】  |
| ㉗と同様に、障害者が連れてきた介助者を、ウェブ会議、テレビ会議、電話会議の開催中に同席させて介助支援を受けるか、同席させずに裁判所職員などから介助支援を受けるか、障害者が自由に選択できるようにしていただきたい。ただし、裁判所外からウェブ会議に参加する場合に裁判所職員などから介助支援を受けることは非現実的であることから、この場合の介助支援の在り方については整理が必要ではないか。【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】 |

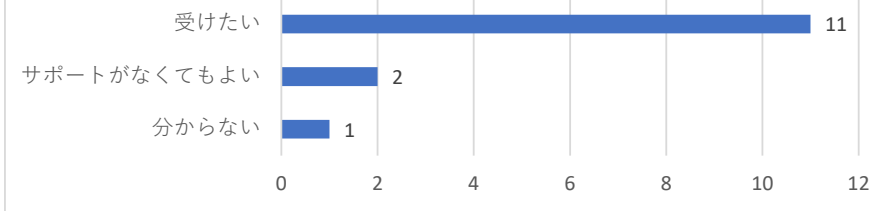


## 2 書証

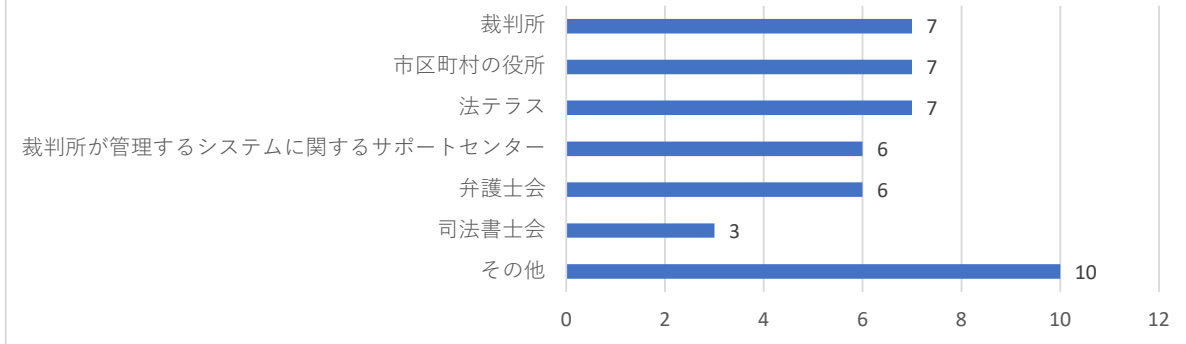


|   |
|---|
| 弁護士、主たる介護者（入院中に訴えを起こす必要があるが外出できない場合病院内でサポートを受けたい）【全国「精神病」者集団】           |
| 本人のことをよく知っている方による支援が望ましい。写真データの中でも契約書等については必要性が高い。【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】 |
| できるだけ多くの場所で【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】   |
| ⑩の回答と同様【NPO法人日本障害者協議会（JD）】  |
| サポートを受けられるところが複数あり選択ができると良い【公益社団法人全国精神保健福祉会連合会】                         |
| 視覚障害者情報提供施設【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合会】   |
| 身近にできる場所【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】  |
| 弁護士（法律事務所）【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】  |
| どのようなサポートがどこでできるのかが分かりにくい。また、手話で説明を受けることができる体制が必要。【東京手話通訳等派遣センター】       |

⑩-2 読み上げられない形式のPDFや写真の場合、内容を把握するためのサポート有無の希望



サポートを受ける場所（複数回答可）



その他

弁護士、主たる介護者（入院中に訴えを起こす必要があるが外出できない場合病院内でサポートを受けたい）【全国「精神病」者集団】

本人のことをよく知っている方による支援が望ましい。写真データの中でも契約書等については必要性が高い。【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】

できるだけ多くの場所で【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】

サポートを受けられるところが複数あり選択ができると良い【公益社団法人全国精神保健福祉会連合会】

視覚障害者情報提供施設【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合会】

身近な場所【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】

弁護士（法律事務所）【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】

上記のいずれかの場所でも、PDFファイルや写真データで保管されたものを通訳・介助員によるサポートを受けながら内容を把握したい【社会福祉法人全国盲ろう者協会】

書面の中身を手話で表す対応が必要。【東京手話通訳等派遣センター】

**⑰ これまでの音声読み上げソフトで対応できないPDFや写真などの把握方法**

|   |
|---|
| その障害者の特性しだい。知的障害のある人と知的障害のない人では異なる【一般社団法人日本自閉症協会】   |
| 依頼している代理人弁護士に対応してもらおう／証拠を読み上げて説明できる方に説明頂ければ／同行援護者が対応可能か。【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】  |
| 身近にいる人に説明してもらおう【NPO法人日本障害者協議会（JD）】  |
| 健常者をお願いして、資料等を読み上げてもらった。ただし、視覚障害者とその読み上げを聞いて理解するためには、分かりやすい表現に工夫する等の専門的な技術が必要。そのため、視覚障害者情報提供施設に依頼する等が必要だと思われる。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合】 |
| 口頭にて説明【公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会】  |
| ・通訳・介助員により、触手話・手書き文字・指点字等の通訳手段でその内容を通訳してもらった。<br>・PDFの内容を文字起こしし、拡大文字や点字等の紙媒体で提供してもらったり、テキストデータ等の電子データを提供してもらった。【社会福祉法人全国盲ろう者協会】   |

**⑱ 視覚障害以外の障害のある当事者がPDFや写真を確認する際に求めるサポート**

|  |
|--|
| 書証の説明といった人的サポート【全国「精神病」者集団】  |
| テキスト上書き型のPDFに。【一般社団法人日本自閉症協会】  |
| 現状ない。運用後に再検討【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】   |
| 信頼できる人で、わかりやすい説明をする人が必要【NPO法人日本障害者協議会（JD）】   |
| * 質問・疑問があった時に信頼して相談できるところ・人が明確になっていること【公益社団法人全国精神保健福祉会連合会】   |
| コピー・貼り付け可能なPDFであること【一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】   |
| ・複雑な文章（仮定文など）は避け、文章を短くシンプルなものにする。<br>・文字のフォントを明朝体避けて丸ゴシック体にする。<br>・行間を詰めずに空ける。【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】 |
| ファイルを開くためのアプリケーションの導入など。【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】   |

### 3 訴訟記録の電子化

⑩ 訴訟記録のデータ化に当たって、データ化が正確に行われたことを確認するための方法として、どのような配慮があると良いか

|  |
|--|
| 裁判所職員以外の方に確認行為自体を情報面（説明等）でサポートしてほしい【全国「精神病」者集団】  |
| PDF化するときに立ち会う機会があることが望ましい。当事者の概念理解がむずかしいので、現物で示すことは有効と思われる。【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】   |
| 裁判所内で障害者がデータ化されたデータを自由に閲覧する。<br>書面のデータ化に立ち会う。【八王子精神障害者ピアサポートセンター】  |
| あらゆる手段を講じて、どんな障害を持っていても書面原本のPDFファイルにアクセスできることを保障すること。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】   |
| 視覚障害者へのサポート【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】  |
| オンラインでデータ確認する方法を作ること【一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】  |
| ①該当資料は、視覚障害者が音声式パソコン等で読み上げることができるファイル（word、txt）で提供してほしい。②ただし、説明にある書面の正確さを見比べることは、視覚障害者にとって容易なことではない。そのため、公平中立な人的支援のもとで、視覚障害者に対する詳細な説明を行ってほしい。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合】 |
| コミュニケーション時の録音、撮影などの記録で、本人やその支援者（家族、主治医等）確認できるようにする。【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】  |
| 訴訟記録をスキャンしてデータ化する場合には、OCRなどによって文字データとともにデータ化していただきたい。<br>また、可能であればスキャンではなく、WordファイルやテキストファイルからPDFファイルに変換することで、文面を文字データとして記録していただきたい。【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】           |
| ・パソコンを使える盲ろう者には、書証の内容をテキストファイルにしたものを用意してほしい。<br>・パソコンを使えない盲ろう者には、通訳・介助者によるサポートを受けながら、書証が正確に保管されているかどうかを確認したい。【社会福祉法人全国盲ろう者協会】                                    |
| 手話などを交えたテレビ電話【東京手話通訳等派遣センター】   |

### 第3 証人尋問の段階

#### ⑳ コミュニケーションに困難のある障がい当事者に対する尋問における理解・注意・配慮

|  |
|--|
| 被誘導性のある（あるいは情報に影響されやすい）証人については尋問の方法に配慮すべき、過度なストレスがかからないように配慮すべき（裁判所が予めその点を告知するなど）、適切に答えられないような場合には尋問を繰り返す等すべき、そのための事前の予行練習や裁判所での事前打合せがあるとよい【全国「精神病」者集団】  |
| 支援者が証人席に立ち会うことが重要。平易な表現で、ゆっくり、短い文節で話すことが必要。内容の理解を本人ができていないか、短いセンテンスで随時確認すること（理解到達度を確認すること）も重要（「お金を借りていると言っていますがあっていますか」等）。経験したことがないことについて見通しが持ちにくいので、事前のリハーサル等が望ましい。【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】  |
| 発達障害、なかでも自閉症の特性上、質問の意図が読めなかったため誤解されたり、本人に不利な返事をしたり、権威ある人に対して「いいえ、違います」と言うこと自体の経験がなかったり、また、そういう反論は悪いこととっていたりする。また、反論されると不当なことでも従順に従い、常に、自分が悪いのではないかと自分を責めすぎるため、誘導されやすい。気持ちや意図などのように物理的に存在していない内容の質問に的確に答えられないか、質問意図に反した答えをしてしまうことが少なくない。<br>彼らなりの反省（二度としない）を一般の人に分かるように表現できないことが多いために、怒りを買うことになったり、不利に扱われる。（たとえば、「こんどまたそのモノを見たら、盗りたくなりますか」、「はい」）<br>環境（人数、顔つき、声の大きさ、音、光など）に左右されやすく、安心が無い所では、不正確な言動になりやすい。<br>言葉がある場合でも、しゃべっているほどには理解していないことがよくある。<br>障害当事者とコミュニケーションがとれる、本人が信頼を寄せる通訳者（意味や本人の利害の影響等を解らせてくれる人）が必須。【一般社団法人日本自閉症協会】 |
| 事前に本人と話す。本人と話すことが難しければ代理人と話す。【八王子精神障害者ピアサポートセンター】  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・検事・弁護士・裁判官などが誰にとっても分かりやすい言葉を使うこと。</li><li>・ウェブ会議ソフトのチャット機能を使用することを認めること。</li><li>・ウェブ会議ソフトを使うためのサポート体制も整備すること。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】</li></ul>   |
| パソコンを持っていない方もいる。【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】   |
| 難しい専門用語や言葉などを使わない、わかりやすい表現であること、質問が理解できるまで何度でも確認することが認められること、信頼している支援者と同行できること【NPO法人日本障害者協議会（JD）】  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・集中力が長く続かないことがあることを理解する</li><li>・初めてのこと、初めての場、初めての人に極度に緊張してしまうことがある</li><li>・理解できない単語がひとつでもあると全体の理解が難しくなることがある</li><li>・長い文章で質問されると理解が難しいことがある</li><li>・質問は1問ずつ、なるべくはっきりとした口調で伝えることが必要【公益社団法人全国精神保健福祉会連合会】</li></ul>   |
| 訴訟関係者が口頭で尋問や回答等をする場合は、すべてに要約筆記をつけ、ヒアリンググループ等の補聴援助システムを準備すること【一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】  |
| 提示された資料を確認する場面では、視覚障害者に特化した代読者を用意してほしい。ただし、公平中立な立場が必要なため、裁判所側で用意することが必要だと思われる。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合会】   |
| 複雑な文章（仮定文など）は避け、文章を短くシンプルなものにする。【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】   |
| わかりやすい言葉で、ゆっくり大きな声で聴いてほしい。<br>何を尋ねられているのかわからないときに、（弁護士などに）何をきかれているのかときいてもよいこと（そういうルール）にしてほしい【ピープルファーストジャパン】  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・質問者は、ゆっくり目に簡潔に話してほしい。</li><li>・通訳・介助員による通訳を受けている盲ろう者が質問の内容を理解できているかどうかを確認する時間を設けてほしい。</li><li>・盲ろう者が答えた際に、通訳・介助員が手話等で発言されたものを読み取った内容が正確に伝わっているかどうかを本人が確認できるようにしてほしい（裁判官が盲ろう者が答えたことを再度復唱するか、答えた内容を文字や点字等で本人が確認できるようにする等）【社会福祉法人全国盲ろう者協会】</li></ul>   |
| 常日頃から情報が入らない、日本語の意味が分からないのか？質問されていることがわからないのか？どちらもあり得ることなどを承知してほしい。<br>手話の特徴から、事柄の発生順で説明・質問が必要。【東京手話通訳等派遣センター】   |

## 第4 その他

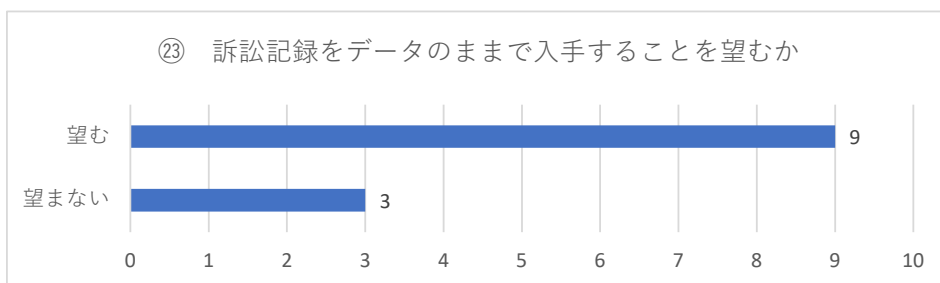
### 1 口頭弁論の公開

#### ② 法廷における裁判の様子がインターネットで公開されるとした場合、求めたいこと

|  |
|--|
| 傍聴者数を定めなくて欲しい、傍聴者の顔は映る等傍聴者を可視化して欲しい、当事者のプライバシーの観点から画像・映像が出回らないようにしてほしい、社会的関心の高い裁判について市民が直接の傍聴を通じて関わる機会をなくさないでほしい【全国「精神病」者集団】   |
| 社会的な課題を提起する事案は容易にアクセスできるようにしてほしいが、ケースバイケース。御家族からすれば本人の障害について公開は望まないことが多いであろう。公開の可否を当事者に意思確認できる仕組みとしていただきたい。【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】   |
| 公開が、開かれた裁判となり、遠くに離れていても傍聴できる等のメリットがあるが、一方、ネットのもう一つの特徴としての情報が爆発的に拡散することがもたらすという負の側面を減じる必要がある。公開を悪意に利用する手口も容易に想像できる。ネットでの公開があると、裁判に勝ってもプライベートなことが憶測を交えて拡散され、二次被害、三次被害となる。そのためそれを恐れて、係争を避けることになりかねない。愉快犯やサイト閲覧で金を稼ぐ連中に手段を与えかねない。結果的には、弱い立場の人に不利になる可能性もある。メリット、デメリットをよく研究する必要がある。【一般社団法人日本自閉症協会】   |
| リアルタイム中継ではなく、録画でもいい。名前を隠したい人もいる。今も裁判後に弁護士と記者会見をしている人で、顔を隠しAさんなどと表記したりしている人なので、同じような配慮をして欲しい。【八王子精神障害者ピアサポートセンター】   |
| 興味本位の者たちが見られないように、裁判に関係する人々だけが裁判のウェブ会議ソフトにアクセスできるように配慮すること。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】   |
| 誰が見ているか分かるようにしてほしい／プライバシーの配慮【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】   |
| 正しい答えは1つではないので、その人や状況によって公開について選ぶことができる。ことに国賠訴訟など行政を相手取った裁判は、公開が必要。【NPO法人日本障害者協議会（JD）】   |
| ・傍聴を求める立場からは簡単にアクセスできる制度を求めたい<br>・当事者の立場からは、個人のプライバシーに関わる内容については、個人の意思確認のもと、秘匿とするべきではないか【公益社団法人全国精神保健福祉会連合会】   |
| インターネット公開される本人の承諾があった場合のみ、インターネット公開が出来る制度とすること【一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】  |
| ①裁判を受ける側：視覚障害者によっては、自身が視覚障害であることを隠したい者もいて、裁判によってその事実が明るみになることを恐れる者もいる。そのため、ある程度はプライバシーの保護があるべきだと思う。②裁判を受ける側：インターネットを介して不特定多数の者が閲覧することにより、その裁判内容が不用意にSNS等で拡散され、その裁判を受ける者のプライバシーを害する恐れがある。そのため、裁判情報の拡散の在り方を検討すべきだと思う。③裁判を傍聴する側：視覚障害者は、その裁判の音声を聞いて傍聴することになるので、発言者の動きや法廷の状況がわからない。そのため、テレビ等の解説放送のように、法廷の状況を説明する、図や写真の口頭による解説が必要だと思う。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合会】 |
| 一般論として、ウェブ中継の是非については、きちんとした意見を持ち合わせていない。<br>ただ、ウェブ中継が制度化された場合に、原告や被告が障害者であることを理由としてウェブ中継を行わない決定をすることは避けていただきたい。障害のない人と同じ基準でウェブ中継の可否を決定していただきたい（たとえば、津久井やまゆり園事件の刑事裁判で、被害者の氏名に被害者特定事項秘匿制度を適用したのは、いったい誰に対する配慮なのか理解に苦しんだ）。<br>【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】   |
| 公開は積極的にして欲しい。【ピープルファーストジャパン】   |
| 裁判の当事者でも傍聴の立場でも、通訳・介助員によるサポートを必要とする盲ろう者は確実に通訳・介助員の確保が必要なことから、インターネット上で公開される日時を余裕を持って知らせてほしい。【社会福祉法人全国盲ろう者協会】   |
| 当事者向けの手話通訳者と公開用の手話通訳者を分ける必要がある。<br>当事者向けの手話通訳については、当事者の手話の特徴を加味した方法を取っているため一般向けと分けることが望ましい。<br>【東京手話通訳等派遣センター】   |

**② 裁判所に設置されたパソコンにより、訴訟記録を閲覧したり、謄写したりする場合、裁判所に対してどのような備品の整備やサポートを求めたいか**

|  |
|--|
| <p>拡大、ルビ、音声対応等の情報保障がシステム上簡単にできるようにしてほしい、印刷の出力サイズについても選択できるようにしてほしい【全国「精神病」者集団】</p>   |
| <p>裁判所職員等により操作方法のサポートがあることが望ましい。【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】</p>  |
| <p>その障害者の特性しだい。知的障害のある人と知的障害のない人では異なる。【一般社団法人日本自閉症協会】</p>  |
| <p>質問の例に全て書いてある。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】</p>  |
| <p>障害の特性に合ったサポート体制を【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】</p>  |
| <p>操作方法がわからないときは手助けが得られること【NPO法人日本障害者協議会（JD）】</p>  |
| <p>* 裁判所職員による操作方法のサポートはあった方が良くと思う【公益社団法人全国精神保健福祉会連合会】</p>  |
| <p>操作が複雑であれば、裁判所職員のサポートを求めたい。【一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】</p>   |
| <p>①設置されるパソコンは、音声ソフトがインストールされている状態が好ましい。ただし、視覚障害者にとって操作しやすいパソコンとなると、その視覚障害者自身が使用するパソコンになることが多い。そのため、情報漏洩対策を行いながら、閲覧者のパソコン持ち込みを検討してほしい。②どうしても裁判所側のパソコンで操作するのであれば、裁判所側で支援者を用意してほしい。③閲覧する資料は、文字はテキスト化され、図や写真には説明文を付記している内容にしてほしい。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合会】</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・文字のフォントを明朝体避けて丸ゴシック体にする。</li> <li>・行間を詰めずに空ける。【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】</li> </ul>  |
| <p>②と同様に、障害者が連れてきた介助者を、閲覧・謄写等の手続き中に同席させて介助支援や操作方法のサポートを受けるか、同席させずに裁判所職員などから介助支援や操作方法のサポートを受けるか、障害者が自由に選択できるようにしていただきたい。介助者を同席させない場合には、裁判所には、介助支援や操作方法のサポートを積極的に提供していただきたい。【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】</p>   |
| <p>訴訟記録が点訳され、必要なデータを印刷できる点字プリンターを用意してほしい。【社会福祉法人全国盲ろう者協会】</p>  |
| <p>サポートは手話によるサポートまたは、映像によりわかりやすいものが望ましい。【東京手話通訳等派遣センター】</p>  |



※一般社団法人日本自閉症協会は回答の選択なし（「その障害者の特性しだい。知的障害のある人と知的障害のない人では異なる。」という欄外記載あり。）。

#### 望む理由

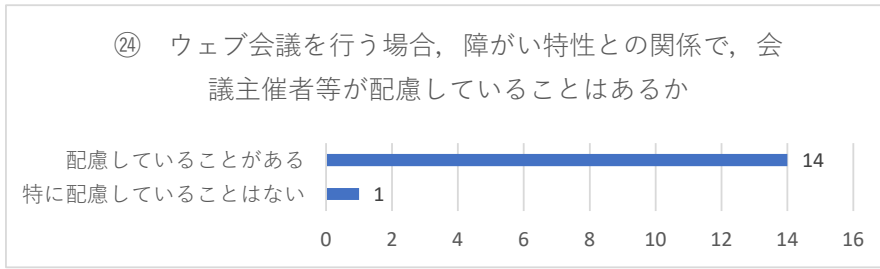
|  |
|--|
| 支援者や関係者と共有するため【全国「精神病」者集団】   |
| 知的障害のある方が記録の内容を理解できるように、（元データの内容を変更しない前提で）支援者等がデータを加工して書面の内容を解説する文書を作成するためにデータがあることが望ましい。関連して、訴訟記録（判決を含む。）、裁判経過については記録の冒頭に記録の内容の要約があることが望ましい。【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】 |
| 紙媒体の他に利用できるのであれば利便性が上がる。拡大閲覧などもしやすいのではないか【公益社団法人全国精神保健福祉会連合会】  |
| 訴訟記録へのアクセスは保障される必要がある【一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】   |
| 印刷した用紙では、視覚障害者の大半は内容確認ができないため。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合】  |
| 読み上げソフトによる確認ができるため【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】   |
| 文字入力に障害のある脊髄損傷者であっても、介助者などの第三者を介さずに訴訟記録から引用（コピー・アンド・ペースト）しやすくなるため。【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】   |
| 訴訟記録を自分で確認したい【社会福祉法人全国盲ろう者協会】  |

#### 望まない理由

|   |
|---|
| 手元に文書としてないと不安【八王子精神障害者ピアサポートセンター】                     |
| デジタルデータは、知識があれば容易に改ざんされてしまうから。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】 |
| データとして管理すると、自分のパソコンから情報が流出しないか、懸念【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】 |



第5 テレワーク・ウェブ会議の実施状況



|  |
|--|
| <p>月2～3回、ウェブ会議を行っているが、世界会議の際には（精神障害の特性も考慮して）人が集まりやすい時間帯に開催するよう配慮している、休憩時間（1時間につき5～10分、その他本人の要望を踏まえて適宜）を設けるようにしている【全国「精神病」者集団】</p>  |
| <p>会いたい、交流したいという当事者の思いをウェブ会議を通じて実現できるか、これからの課題でもある。【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】</p>   |
| <p>必要に応じて録画が出来ない様にする。別の人が見ていないか、セキュリティーの確保。互いに知り合っていない場合はなりすましのチェック。</p> <p>音声や画像のクオリティー。情報量の制限（障害特性上、視覚、聴覚等の刺激が多いと混乱しやすい）。リアルな会議と異なり、話者が同時に多数にならないよう、進行者が必要。慣れていない参加者のための事前訓練。そもそも使用拒否の人の存在。【一般社団法人日本自閉症協会】</p> |
| <p>疲れた時にビデオをオフにして良いといわれることがある。【八王子精神障害者ピアサポートセンター】</p>   |
| <p>必ず音声だけではなく、チャット機能で文字入力を認めている。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】</p>  |
| <p>10名程度規模の会議。共有資料については、事前に資料を送付しておく。難聴の方には、スピーカーをつけていただいている。事前テストを行っている。【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】</p>  |
| <p>長時間にならないこと。休憩時間をとること。互いのネット環境を調べておくこと。事前に資料がある場合には送っておくこと。司会者が参加者に合わせた進行を行うこと。</p> <p>初めての人、慣れてない場合などは、事前にウェブ会議を試行してみる。【NPO法人日本障害者協議会（JD）】</p>  |
| <p>①会議資料の準備</p> <p>②適切な発言時間の確保と、会議時間の管理</p> <p>③参加者全員の会議参加への配慮（発言の促し等）【一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】</p>  |
| <p>①視覚障害者の場合、司会者あるいは進行役が会場や発言者の様子を説明している。例えば、発言を求める挙手をした者を逐一報告したりしている。②オンライン接続が苦手な視覚障害者が多いため、接続テストや接続のための支援を行っている。③資料は視覚障害者が分かる媒体で、数日前に事前提供をしている。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合会】</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑な文章（仮定文など）は避け、文章を短くシンプルなものにする。</li> <li>・ビデオで本人が映し出されることを嫌がる場合は受け入れる。</li> <li>・発言を積極的に求めない【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】</li> </ul>   |
| <p>総会や理事会をウェブ会議で実施するにあたり、事前に接続テストを複数回実施した。【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】</p>   |
| <p>聴覚障害者が参加する場合、手話通訳の参加で工夫が必要。ウェブ会議（Zoom）の場合、常時、手話通訳者を表示させる枠を設けないといけない。または、参加先において、手話通訳者を派遣する。【公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会】</p>   |

配慮ということではなく

今度初めて9月26日に京都で開催予定の全国連絡会をウェブ会議も導入してやろうとしている。ただ、各地区の支援の技術的な落差があり、地区によっては、支援がなくて参加できない人がでそう。

障害特性でいえば、当事者の中には、発言したくても発言する勇気がない人もいるし、発言するタイミングが図れない人もいる。これまでであれば、支援者が本人の顔色や仕草などを見ながら、ツンツンと背中を押ししたりしていたが、リモートになれば、それができないのではないかと危惧している。その結果、自らしゃべれる人ばかり発言してしまうのではないかと懸念している。

また、沈黙が続いた場合、本人たちが、質問の意味がわからなくて黙っているときと、発言をしてよいのかどうかを迷っているときがある。これも、本人の顔色や様子を見ながら、前者であれば、わかりやすく言い換える必要があり、後者であれば、少し時間をおいて待つことをしなければいけないが、リモートの場合、本人たちの気配を掴めず、どちらかを見極めることが難しい。

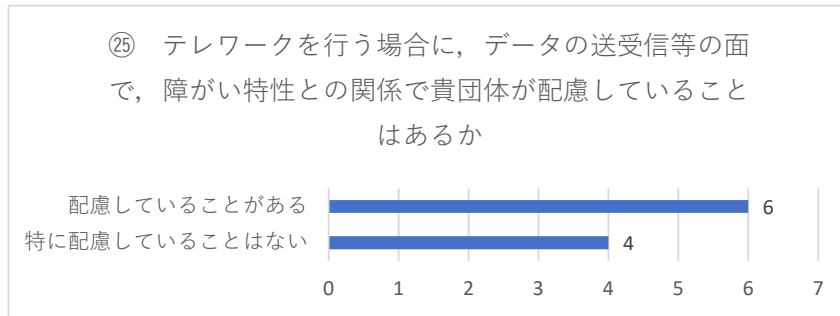
うまくしゃべられない人の気持ちをどう拾うかという一番大切な支援がテレワーク・ウェブ会議では難しいのではないかと思われる。【ピープルファーストジャパン】

- ・発言するときは、自分の名前を言ってから、ゆっくりめにはっきりと話すようにする。
- ・盲ろう者が会議の内容を通訳・介助員による通訳を介して読み取っている場合、発言者の話の内容が最後まで伝わっていることを確認してから、次の話に進むようにする。
- ・会議の資料読み上げの時、盲ろう者が手元にある資料のどの部分を読んでいるかを確認できてから、ゆっくりめに読み上げてもらう。または、遠隔パソコン通訳を受けている場合は盲ろう者が見ている画面に資料の読み上げ箇所の文字が映し出されているのを確認できてから読み上げてもらうようにしている。【社会福祉法人全国盲ろう者協会】

参加者が複数いる場合は、発言者が誰なのかを明確にする必要がある。

また、意見が重ならないよう、司会（ホスト）が発言者を特定するなどのルールがあることが望ましい。

通訳のスピードも意図的にゆっくりし、画像を通して見やすいようにしている。【東京手話通訳等派遣センター】



|   |
|---|
| 前述。通信速度環境の差が大きく、その差が出ないように。また、イヤホン、マイク、カメラの性能に左右されるため、事前の準備。とくに、ハウリング防止。【一般社団法人日本自閉症協会】   |
| 送受信が難しい（環境面、技術面）場合には、慣れていない人がサポートする【NPO法人日本障害者協議会（JD）】  |
| 資料は視覚障害者が分かる媒体で、数日前に事前提供をしている。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合】   |
| ・複雑な文章（仮定文など）は避け、文章を短くシンプルなものにする。<br>・行間を詰めずに空ける。<br>・機器操作がわからない人には、操作をあらかじめ教える機会を設ける。【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】  |
| 視覚障害者向けにPDFファイルの他、テキストデータ、ワードデータを送付。【公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会】  |
| これも配慮ということではなく<br>一般的に団体として何かを知らせる場合に<br>① ビーブルファーストでも当事者間のMLはあるが、どうすれば当事者に理解しやすいかなどを支援者で十分に練ったうえで、当事者間のMLに流すようにしている。（テレワークをする場合は相当の下準備が必要。）<br>② そのうえで、当事者にはファックスを送る。<br>③ かつ、「ファックスを送ったよ」と電話をする。また、返事がこなければ、返事がまだ来ないよ」と電話をする。<br>（テレワークでデータを送受信するのは、かなり難しいのではないかと）【ビーブルファーストジャパン】 |
| 盲ろう者が必要としている様式(テキスト、ワード、PDF、点字等の電子データ、またはメール本文へのはりつけ)を送ってもらう。【社会福祉法人全国盲ろう者協会】   |

②⑥ テレワーク・ウェブ会議を行う際、不便を感じた点・改善すべきだと感じた点

|   |
|---|
| 長時間ないし立て続けのウェブ会議は頭痛が生じる、音声を改善化して欲しい、ハウリング等のトラブルを最小化して欲しい、もう少し使いやすくなるといい【全国「精神病」者集団】   |
| これからの課題である【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】   |
| 前述。ハウリング。【一般社団法人日本自閉症協会】  |
| ウェブ会議は疲れる。画面を見る時間が長い、集中力が続かない。<br>ネットが苦手な人もいるので、電話会議などネット前提ではない選択肢も増やしたい。【八王子精神障害者ピアサポートセンター】   |
| 顔が見えない分、報告や返信メールなどの文言がきつくなりがちである。時には上司や同僚と顔を合わせることも必要かと思う。【NPO法人自立生活センターSTEPエドがわ】   |
| 人数が多くなると、聞き手のことがよくわからないので、話していて理解されているのか不安になる。【NPO法人日本障害者協議会（JD）】   |
| ウェブ会議（Zoom利用）での共有画面が一つに限定され、同時に複数資料の表示が出来ないこと。【一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】   |
| ①一部のオンライン会議システムは、視覚障害者にとってアクセシブルでないものがある。例えば、チャット機能を使うと、そのチャット内容までを音声で読み上げてしまい、会議中の音声聞こえにくくなることもある。また、ログインや各種設定が視覚障害者にとって操作しづらいものもある。そのため、これらはオンライン会議システムを開発するメーカー等は、視覚障害者の声を聞きながら、視覚障害者のアクセシビリティを確保したシステムを開発してほしい。②一部の企業等では、独自の社内システム（シンクライアント等）が、視覚障害者にとってアクセシブルな仕組みになっていることから、テレワークの障害になっている。このシステムも、開発するメーカー等が視覚障害者の声を聞きながら、視覚障害者のアクセシビリティを確保したシステムを開発してほしい。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合】 |

|   |
|---|
| <p>・誰が発言しているのか分かるように、挙手、色つき画面、画面に沢山の人が一度に写ないようにするなどの対応が必要。</p> <p>・音声は切りにして、使うときだけオンにすることを繰り返し伝えることでだけがこれから発言したいかわかる。【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】</p> |
| <p>総会や理事会をウェブ会議で実施することで、会員や役員が対面する貴重な機会が失われたが、地方在住者にとっては参加コストが低減してむしろ参加しやすくなった、という声もあった。【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】</p>                                  |
| <p>手話通訳の手配等を事前に（1週間前程度）行う必要がある。急な依頼は難しい。視覚障害者の方へ共有画面でのデータ説明、特に画像の場合は説明が難しい。【公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会】</p>   |
| <p>自宅のパソコンの不具合が発生した時に電話ができないので、すぐにサポートが受けられない。【社会福祉法人全国盲ろう者協会】</p>  |

第6 障がい者にとってアクセシブルな制度とするために

㊦ IT化とは別途整備してほしい制度、配慮してほしい事項

|   |
|---|
| 代理・代行決定から支援付意思決定へのパラダイムの実現（民事の訴訟無能力規定の撤廃、制限行為能力の徹底、意思決定支援の明文化）【全国「精神病」者集団】  |
| 裁判における様々な配慮を公的な機関の義務として推進することが大前提。その上で、本人の身近な、かつ本人が選んだ支援者による支援が重要。支援者は「裁判支援員」等、制度として（国費支弁の対象として）法律上位置づける必要がある。身近にいない方については養成された人から選任できるようにしてほしい。【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】   |
| 障害者本人が理解できるように、その障害者固有の理解や記憶の仕方、また、感覚などの特性を理解した支援者による一種の通訳が必要。コミュニケーションカード等のツールも障害者本人の日頃の特性を理解した人が使用しなければ意味なし。ツールだけでコミュニケーションが成立するわけではない。【一般社団法人日本自閉症協会】  |
| 裁判官や弁護士が日常的に障害者とコミュニケーションを取り合うことができる機会が増えて理解が深まると良いと思います。【八王子精神障害者ピアサポートセンター】   |
| 全て設問の例文に書いてある。【NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ】   |
| 公平に審理してほしい。【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】   |
| *裁判の手続き等に関わる職員の方々に精神障害への理解を進めていただきたい【公益社団法人全国精神保健福祉会連合会】  |
| すべての音声情報に文字をつけることを徹底してほしい。とくに、法廷でのやり取りは法廷内に大型モニターを設置し、そこに文字表示することを徹底いただきたい。【一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】  |
| ①点字による訴状を提出できるようにしてほしい。②訴状のフォーマットを簡素化する等して、音声式パソコンでも読み書きできるような形式に整えてほしい。③現在の民事裁判の制度は、そもそも視覚障害者の意思疎通を保障する内容になっていないと思われる。それこそ、提出する書類の作成、その書類の読み書き等、裁判所側からの支援や配慮が少ないと感じる。そのため、視覚障害者の意思疎通を保障することは、裁判所の責任をもって行う必要があり、法律改正・制度改正が必要だと思われる。そして、その意思疎通支援を行うことにおいては、裁判という「専門性」「中立性」を担保できる人材を確保することも必要だと考える。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合会】 |
| 文字だけではなく、わかりやすい図にする対応が必要【一般社団法人日本発達障害福祉ネットワーク】  |
| 車椅子使用者のアクセシビリティを確保するために、裁判所のバリアフリー化を推進していただきたい。<br>また、障害者が連れてきた介助者を、裁判の手続き中に同席させて介助支援を受けるか、同席させずに裁判所職員などから介助支援を受けるか、障害者が自由に選択できるようにしていただきたい。介助者を同席させない場合には、裁判所には、介助支援を積極的に提供していただきたい。<br>これに関連して、障害者差別解消法を改正し、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供義務を、裁判所にも課していただきたい。【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】  |
| 読み書き障害・発達者向けにデジタル読み書き障害・発達者向けにデジタル図書化（デージー※化）をして欲しい。※デージー（DAISY）とは、Digital Accessible Information Systemの略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されています。視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのアクセシブルな電子書籍の国際標準規格刷物として、50か国以上の会員団体で構成するデージーコンソーシアム（本部スイス）により開発と維持が行なわれている情報システムを表しています。【公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会】                                   |
| 大阪の優生の裁判を傍聴したが、かなりいろいろな配慮をしてくれていたように思った。今までに比べると格段に進化している。【ピープルファーストジャパン】   |
| 盲ろう者は障害の程度やコミュニケーション方法、必要なサポート内容がひとりずつ異なるので、個別のニーズを把握した上で、あらゆる手続きにおいて必要な配慮を講じてほしい。【社会福祉法人全国盲ろう者協会】  |

・どう行動すれば（どこに行けば・相談すれば）解決できるのか、一目でわかるよう、フローチャートが欲しい。HP上に分かりやすい情報が欲しい。

・裁判所で、聴覚障害者の理解を深めるため、障害の特性について理解を深める研修や、手話勉強会を実施してほしい。

・裁判所に手話言語者・手話通訳者を設置し、裁判について手話言語で相談・案内してもらえらる窓口を設けてほしい。

#### 【事務局】

・訴状を単に送達せず、送達の際に手話による手続案内（弁護士への相談の勧めなども含む）の窓口を示すくらいは配慮があつてよいのではないか、むしろ裁判所などがその窓口を置くべき。

・裁判所に手話通訳資格のある者を配置し、コーディネーターや法廷通訳、手話通訳養成等を担当すべき。

・傍聴者への手話通訳等の配慮も必要である。

・裁判の中で専門用語が出て、一般の人にとって当然なじみがなく、理解できない。裁判で、専門用語についての解説資料や、わかりやすい言葉で言い換えると、より国民にもわかりやすい裁判になるのではないか。

・そもそも健聴者でも裁判や司法にはなじみがなく、法律相談のハードルが高い。障害当事者はなおさら。障害当事者が相談しやすいのは同じ障害のある弁護士であるので、障害のある弁護士への配慮の観点も必要不可欠。

・役員等に裁判当事者となつたらう者がいないので連盟としても回答しづらく情報もすべて把握しているわけではないが、現場で手話通訳等を派遣・実施している東京手話通訳等派遣センターなら、より民事裁判手続の現場でのろう者にとっての問題点をより把握して、より具体的な改善要望・意見を出してくれるのではないか。【一般財団法人全日本ろうあ連盟】

司法制度そのものを手話で理解ができるような情報アクセスのバリアフリー。手話で申立が必要【東京手話通訳等派遣センター】

●web会議等が利用されることが想定されますが、自宅以外で実施（参加）される場合、例えば最寄の裁判所内（建物）等の場所（トイレほか）がバリアフリー化されているのか。重度障害者の国会議員が生まれたことによる議事堂の改修のような整備の必要ではないか。

このたびの議論の後、裁判手続きのプロセスで障害者差別解消法の合理的配慮の事例としてどのような事例が考えられるのか、例示しておくことも有用ではないかと思う。

●「対面や自筆署名が省略された場合の、なりすましの懸念」

身体障害者の中には、自身でICカード・IT機器の操作ができない、あるいはパスワードを記録したメモ等を自分だけで管理（記録・保管・閲覧）ができないため介護者等に操作を任せることが想定される。

その場合、他人が本人になりすまし、本人の意思と反する法律行為・デジタル署名がなされる可能性があるため、裁判では弁護士による意思確認がされているかなど、十分な確認をお願いしたい。

●障害者自身が理解できるかどうかの課題があると思われるので、

- ・料金についての理解
- ・ネット環境が整っている人、操作できる人の割合がそれ程多くない
- ・身近なものではないので、障がい者はもとより支援者に対しても啓発活動が必要
- ・個々の障害に必要なツールの準備、活用ができるのか

（点字、クローズドクエッション等の技術面）

これらにご配慮いただきたい。

●司法申立・弁護士制度の利用については、障がいの有無にかかわらず、利用に至るまでの方法がわかりにくい。

文字やパンフレットについても、文字の大きさを変えたもの、イラスト・アニメーション等で視覚からの理解が容易なもの、音声読み上げのもの、それぞれの障がい特性に合わせたものの作成が必要であるとする。また、司法申し立てを行いたい内容に応じた、事例を交えた映像等も有用ではないか。

●申立等の手続きに関しては、依然として「文字情報（書字情報）」が多いだろうと考え、障害者（障がい者）の方々にとっては困難なこともあると思う。また、書類の内容の理解や認識が困難やできないなどの実態も多くあるのではないかと。書類や説明書などの箇所ごとに法的な語句など難しい文字を使わないような工夫があれば、障害者によらず、一般の皆様にも分かり易いものになると思う。一方では代理人という選択もあるようだが、この場合であっても本人の同意が必要と見えるため、同じことが言えるのではないかと。なお、個人間の紛争（財産権）などは、施設で行う支援としては想定外の事案となる。

●「手話・点字・様々なコミュニケーション手段の手配・準備について」

- ・出廷困難な方の訴訟について、ご本人の参加がリモート等で容易になるようにして欲しい。
- ・その場合、本人が直接訴える場合、これまで以上に本人の意思確認（表情やアイコンタクト等）が難しくなることが予想される（IT化による意思確認の困難さへの配慮）。そうした方々の通訳・代弁者も手話等と同様に必要不可欠（知的・精神の方も必要とされる方がいると思われる）。

〔ご本人の意思確認が特定の代弁者や通訳者に限られるような場合〕

・現在ご家族間で争いをされている方を見ていると、弁護士事務所も含め出向くことが難しいので、なかなかうまく進んでいない（通訳も必要）。

●それぞれの障害に応じた、点字や手話、コミュニケーションカードなどの整備は必要なのかと思うが、当事者の訴えをゆっくり、本人の思うことを誤解や偏見なく聞き取れる環境や人が重要かと思う。

思いをどのように表出するか、例えばタブレットなどで表情を読み取れるのか、言語表現や、感情表現が困難な方に対してどのように汲み取るのかも課題となってくるのではないかと。

●「代弁者活用の仕組みづくり」

ア) コミュニケーションの取りづらさ方への支援が必要。例えば普段から接している人

（家族、成年後見人、相談支援専門員等）による意思伝達を可能とする仕組み。

イ) 裁判の続きや行動を起こすために成年後見人等が本人の権利行使を支援する仕組み。

例えば相談支援専門員、ケアマネ、行政等に寄せられた事案等について裁判で解決した方がよいと判断して裁判を勧めるような、第三者による支援。

●「啓発活動の推進」

ア) 裁判の仕組み（事案、手続き、審理期間、費用等）を啓発する研修会を行う。

イ) 実際の裁判事例を分かりやすく示すことで当事者や支援者が訴訟を身近に感じて利用しやすくする。

●「移動・安全確保の配慮」

- ・普段利用していない部屋や施設で開催されるので、バリアフリーであるか、放送設備・照明などが十分であるか。
- ・視覚障害のある人が迷わず安全に裁判所まで移動できるか、点字案内を整備したり、誘導のための人を配置するなどの配慮。

・視覚障害のある人、肢体不自由のある人が安全に移動できるよう配慮が必要。

●「裁判での配慮」

・障害は障害の種類、同じ障害でも人によりそれぞれ違いがあり、事前にどのような配慮が必要か個々に検討することが大切。その上で、事前にまた途中で随時配慮を行うことが必要。相手に「不自由はないですか。」「今のままでよろしいですか。」と確認をしながら行う。その際に意見が言える環境にすること。

- ・障害者が事前に配慮の要望を申し出ることができるような環境にする。
- ・聴覚障害のある人に、手話通訳や要約筆記、補聴援助システム等、必用により、代読、代筆者
- ・発達障害のある人に、感覚過敏があり騒がしい場所や大勢の人がいる場所が苦手な人もいることを留意する。
- ・視覚障害のある人、必要に応じて資料を点字、拡大文字、音声コード貼り付け、音声で読み上げるためのデータ一等
- ・言語障害のある人にコミュニケーションがとれるよう、トーキングエイドや文字盤等
- ・声が出にくい人でも、発言しやすいよう音声以外の方法での発言できるようなルール。
- ・長時間になると緊張が強くなるため途中での休憩

●ご自身の意見を伝えることが困難な方に対する支援。普段接している職員の参加等。

●障がいをもたれた方の場合、自分の思いを伝えることが困難な方が多い。従って、弁護士だけでは本人の思いを正確に理解するのは難しいため、そのため、本人の思いを正確に代弁できる人が必要と考えられる。それが、社会福祉士等の専門職に任せることが適切なのかそれとも本人のことを一番知る知人などがよいのか、一概には判断することはできない。法律のことが少しでも分かる方のほうが、支援者として本人の利益につながるのかなど考えると、専門職のほうがよいと考えられる。一方で、本人の思いを一番代弁できるのが専門職かといわれると、疑問に思うケースもある。また、本人が法廷等に出向くことが困難な方やたくさんの方がいると自分の思いを訴えることができない障がい者も多いと思う。従って、リモートで裁判が実施できる仕組みもあるとよいのではないか。

●障害特性によりコミュニケーション手段は異なるため、民事裁判手続等のIT化にあたっては、不利になる方がでないよう、すべての方が十分なコミュニケーションがとれる体制をお願いしたい。

●①場合によっては、介助者によるサポートが必要、②障害の内容によって意思伝達方法などのキメ細かい対応方法が必要（コミュニケーションボード・点字資料・手話通訳などの）③バリアフリーなどの環境の整備

【社会福祉法人全国社会福祉協議会（全国身体障害者施設協議会 会員11施設からの意見を基に回答）】

②-2 障がい当事者が裁判手続を利用するに当たって、これまでどういった問題があったか

裁判費用（主に弁護士費用）の負担、精神医療関係について法テラスを広く利用できるようにしてほしい【全国「精神病」者集団】

把握が困難であるが、様々な局面において困っていることが予測される。裁判を起こされたとき、巻き込まれたときにどこまで法や制度がまもってくれるかが問題である。【一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会】

・・・3.証人尋問と内容がダブるが。

発達障害、なかでも自閉症のこと（独特の感覚、理解、記憶、タイムスリップなど）を理解できる人（弁護士等の支援者）が非常に少ない。

質問の意図が読めなかったため誤解されたり、本人に不利な返事をしたり、権威ある人に対して「いいえ、違います」と言うこと自体の経験がなかったり、また、そういう反論は悪いことと思っていたりする。

また、反論されると不当なことでも従順に従い、常に、自分が悪いのではないかと自分を責めすぎるため、誘導されやすい。気持ちや意図などのように物理的に存在していない内容の質問に的確に答えられないか、質問意図に反した答えをしてしまうことが少なくない。

彼らなりの反省（二度としない）を一般の人に分かるように表現できないことが多いために、怒りを買うことになり、不利に扱われる。（たとえば、「こんどまたそのモノを見たら、盗りたくなりますか」、「はい」）

事前の調書などで不利になる。

環境（人数、顔つき、声の大きさ、音、光など）に左右されやすく、安心が無い所では、不正確な言動になりやすい。

言葉がある場合でも、しゃべっているほどには理解していないことがよくある。【一般社団法人日本自閉症協会】

障害に対する正しい理解の推進も併せて行ってほしい。【社会福祉法人日本身体障害者団体連合会】

①視覚障害者が裁判所に訪れた際、裁判所職員の誘導が適切でなかった。②視覚障害者が理解できる情報提供が行われていない。【社会福祉法人日本視覚障害者団体連合】



脊髄損傷の受傷原因となった事故に関する裁判を中心に、弁護士先生にお願いすることが多いので、裁判手続きに関する問題がこれまでは表面化してこなかった。【公益社団法人全国脊髄損傷者連合会】

① 虐待される側の気持ちがかかる弁護士がもっとたくさんいて欲しい（理解のある弁護士の不足）

② お金の問題

③ 障害のある原告・被告を支援する体制をしっかりとする必要がある。

大橋製作所事件のときは、多くの支援者がさまざまな支援をした。

原告本人尋問の前には、みんなで練習をした。

助け出された直後は、社長（虐待者）の名前を聞いただけでもビクビクしていた人が、最後は、法廷で、きっちりと自分の気持ちを言えるようになっていた。

当初は及び腰であった労基署も、原告や支援の人の熱気に押されて、最後は協力してくれるようになった。

これらは、支援がかみ合った結果だと思う。【ピープルファーストジャパン】

盲ろう者の裁判手続きにおける問題については、実態把握ができていない。【社会福祉法人全国盲ろう者協会】

書面でのやり取りがあるため、日本語が不得手の聴覚障害者の場合、申し立てをためらう。

法廷内ではある程度知識がある者同士で話の速さで進められる。

日本語の意味がわからない時に、その説明は後回しにされてしまうため、当事者が分からないまま進められてしまう【東京手話通訳等派遣センター】

・そもそも、障害の有無にかかわらず、裁判は身近ではない、弁護士も敷居が高い。そのため、相談できない、弁護士への相談も遠慮してしまう方もいるのではないかと。

→もっと誰でも得られる、情報発信・法教育講演等の取組が求められる。手話言語や手話による情報発信・法教育講演が必要不可欠である。

・障害の有無にかかわらず、裁判を傍聴していても、よくわからない専門用語が飛び交い、内容についていけない。

→刑事裁判の裁判員事件のように、もっと誰でもわかりやすい、ことば・単語を用いた裁判を意識してやってほしい。また、専門用語は、前もってレジュメ・PPTに意味を書いてもらえると、障害当事者に限らず、みんなの理解に良いのではないかと（優生保護法仙台地裁）【一般財団法人全日本ろうあ連盟】

●「中途障害（高次脳機能障害）により本人による判断が出来なかった事例」

別紙の事例が障害者支援施設で発生している。その後は、裁判所から原告へ訴えを取り下げようと言うと聞いている。（別紙事例参照）

●（こういった問題が出ると想定される、という意見です）

・施設や介護職員を相手にするケースも増加すると想定するが、その際の代弁者は会わずにスムーズにコミュニケーションが図れるのか

・地域格差が生まれえないのか

・裁判後のその人の人権が守られ豊かな生活になるとは限らない事もあるのではないかと

・例えば当事者が家族等に対して裁判を起こした場合、当人と家族との関係悪化も

さることながら、施設側で支援を行った場合、施設と家族との関係悪化もありうる。

家族の支援が得られない状態での施設入所の継続は困難となる（契約や、緊急・入院時の対応）ため、施設としてどこまで積極的に支援して良いものか、判断に困る。

●当事者が裁判を起こすこととは違いますが、後見人の申請をした際に、本人の理解、家族の理解が難しく、施設側、医師側で必要書類の内容の見解も違ったせいか、非常に時間がかかる。時間がかかることで、本人や家族の状況も変化してくる。

考えられることとして、もし裁判を起こすことになった際、当事者にもご家族にもその時の状況に応じて、噛み砕いた説明や、その方を理解した方が対応できることが良いと思う。また、ご家族の判断や、医師、施設職員だけで話が進み、当事者がおいて行かれることも考えられる。そのようなことが無いように配慮していかなければならないのではないかと。

●当施設ご利用者の裁判手続に関しては、ご本人・身元引受人にお任せしており施設職員が介入することはない。

●これまでに該当する事例はない。

●これまでこのような経験はないが、本人の思い、意志を伝えられない方に対しての支援でどうされているのか気になる。

●障害当事者による裁判の経験はありませんが、障害特性に理解がある弁護士が必要と思う。

また、障害者の内容や状況はそれぞれ違うことから、特にコミュニケーションについては、特別の配慮と時間がかかる場合があり、そのようなことを理解された弁護士がいるといい。【社会福祉法人全国社会福祉協議会（全国身体障害者施設協議会 会員11施設からの意見を基に回答）】

●●簡易裁判所

裁判所書記官 ●●●●● 様

支払督促の返送について

本日●月●日午後、●●地方裁判所から発送された支払督促 平成●年 (●) 第●●●●号が、御家族から障害者支援施設●●●● (以下、当施設とします) に入所している●●●●様 (以下、本人とします) に速達郵送されてきました。

本人の状態ですが、平成●年●月●日に脳出血で倒れたのち全失語、右側空間無視、意思表示は表情変化・指差、文字理解・聴理解ともに短文レベル、状況判断も障害があり、半身麻痺のため車いす使用で、平成●年●月●日に当施設 ( 当事の施設種類は身体障害者療護施設 ) に入所しています。

施設職員が郵便物、支払督促について説明しましたが意味が理解できず、借入の有無についても本人は判断出来ませんでした。どうやら過去の記憶が無い様子です。

財産管理は、昨年まで兄弟がされていましたが、不適切な管理状況でしたので障害者年金が振り込まれる預金通帳は本人の手元・当施設で保管しています。この兄弟以外に家族は居ないと聞いています。

成年後見人は、障害者年金以外に特に管理が必要な資産・負債は無いと聞いていましたので付いておりません。

本人の経済状況は、入所を継続する為に必要な費用がおよそ月額6万円。今日現在で当施設が把握している限りでは、一括で即時の支払はできません。

以上のような状況ですので、お送り頂いた支払督促については返送致します。

また、身体障害者手帳のコピーを添付しておきます。

この件で、お問合せいただく場合は施設長 ●●●●●までお願い致します。

以上

平成●年●月●日

●●●●●●●●●●

社会福祉法人●●●●●

障害者支援施設●●●●●

施設長 ●●●●●

電話 ×××-×××-×××××

FAX ×××-×××-×××××